

令和 7 年度

木材需要の創出・輸出力強化対策のうち

「クリーンウッド」実施支援事業のうち

専門委員会の設置・運営及び違法伐採関連情報等の提供

（木材生産国における情報調査）

報告書

令和 8（2026）年 3 月

林野庁

目 次

第1章 事業概要	1
1.1. 背景と目的	1
1.2. 実施内容	1
第2章 米国	2
2.1. 共通	3
2.2. オレゴン州	14
2.2.1. 森林及び木材産業の概要.....	14
2.2.2. 関連法令及び運用等.....	15
2.2.3. 持続可能性等に関する取組みの状況.....	33
2.3. ワシントン州	37
2.3.1. 森林及び林業・木材産業の概要.....	37
2.3.2. 関連法令及び運用等.....	38
2.3.3. 持続可能性等に関する取組みの状況.....	47
2.4. ミシシッピ州	49
2.4.1. 森林・木材産業の概要.....	49
2.4.2. 関係機関の概要.....	50
2.4.3. 関連法令及び運用等.....	51
2.4.4. 持続可能性等に関する取組みの状況.....	56
2.5. その他	57
第3章 カナダ	61
3.1. 共通	62
3.1.1. 原材料情報（証明書）及びその他関連資料.....	62
3.2. アルバータ州	65
3.2.1. アルバータ州の木材生産・産業の概要.....	65
3.2.2. 関係行政機関の概要.....	66
3.2.3. 関連法令及び運用等.....	67
3.2.4. 持続可能性等に関する取組みの状況.....	79
3.3. ブリティッシュ・コロンビア州.....	80
3.3.1. 関連法令及び運用等.....	80
3.4. その他	88

第1章 事業概要

1.1. 背景と目的

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下「クリーンウッド法」という。）の改正法が令和7年4月1日に施行された。この改正により、第1種木材関連事業者に対する合法性の確認等が義務付けられた。法律の円滑な運用に向けては、事業者が新たな義務に対し過度な負担なく効率的かつ確実に合法性の確認を行えるよう、具体的な国別・地域別の違法伐採関連情報を木材関連事業者へ周知する必要がある。

本事業は、施行された改正クリーンウッド法の実効性を確保し、合法伐採木材等の流通を推進することを目的とする。事業実施に当たっては、有識者等からなる専門委員会を設置・運営し、多角的な知見に基づいた助言を得るものとする。具体的には、輸入事業者のニーズが高い生産国における違法伐採関連情報の調査について検討・審議を行う。

これら専門的かつ現場の視点を踏まえた助言を事業に反映させることで、木材関連事業者への周知や普及啓発活動の効果を最大限に高め、同制度の着実な定着を目指す。

1.2. 実施内容

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を効率的に実施できるよう、「クリーンウッド・ナビ」に掲載するための木材生産国・地域における情報収集を行った。具体的には改正クリーンウッド法において義務化された第1種木材関連事業者（木材及び木材製品の輸入事業者等）の原材料情報の収集及び合法性の確認等について、原材料情報（証明書）の具体的な事例を収集することに焦点を当てた調査を実施した。

木材生産国においては、2020年～2024年の5年間に於いて我が国が輸入する木材及び木材製品の輸入量が多い上位10ヵ国の中から、米国及びカナダを対象とした（図 1-1）¹。なお、米国においては令和3年度、カナダにおいては令和4年度に委託調査が実施されていることから、更新点を中心に情報を収集した。

¹ <https://www.customs.go.jp/toukei/info/>（財務省貿易統計から HS44 類の輸入額を抽出し作成）

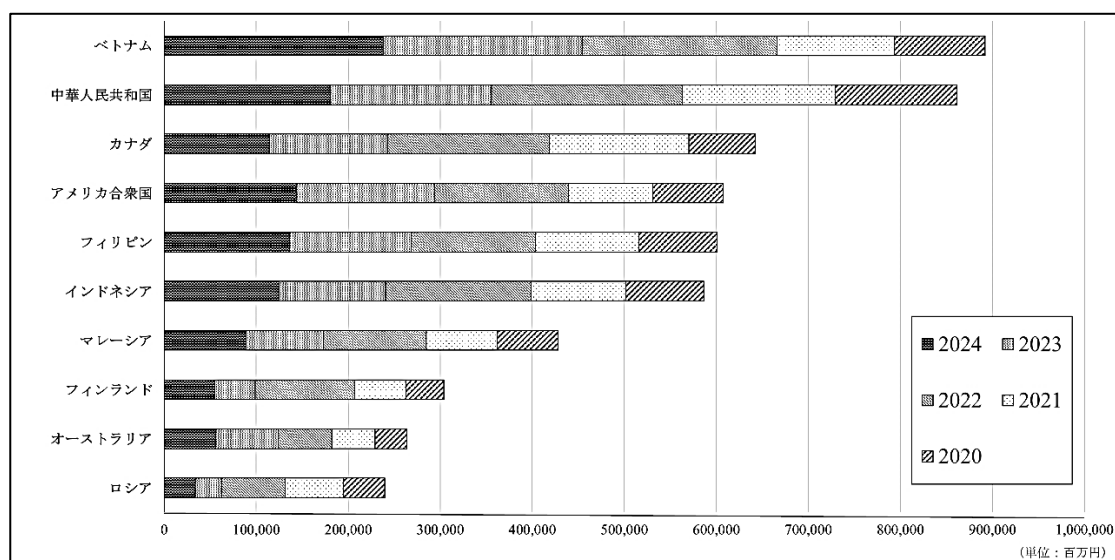


図 1-1 過去5年間（2000年から2024年）の日本の木材及び木材製品の輸入額

第2章 米国

過年度の事業報告書「令和3年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用促進事業のうち生産国リスク情報活用に向けた調査」は、2022年2月までの木材の合法性に関する報告書である。本項では、2022年2月以降の新しい情報を対象として、米国における原材料情報（証明書等）に関する動向を整理する。本年度は、ワシントン州、オレゴン州に加え、ミシシッピ州の計3州を対象とした（図 2-1）。なお、ワシントン州及びオレゴン州は過年度に調査が行われているものの、原材料情報（証明書）に関する調査は実施されていなかった。

ワシントン州、オレゴン州及びミシシッピ州の選定理由は、2020～2024年の5年間に於けるHS44類（木材及びその製品；木炭）の対日貿易輸出額の上位3州であり、対日輸出において一定の影響があると考えられることから、調査対象州として選定した（表 2-1）²。

表 2-1 2020～2024年のHS44類における対日輸出総額

No.	州	2020～2024年 対日輸出総額(US\$)	総額に占める割合(%)
1	ワシントン	1,586,490,082	43
2	オレゴン	906,166,707	25
3	ミシシッピ	196,747,867	5
4	ノースカロライナ	163,953,683	4
5	ケンタッキー	98,551,650	3
6	フロリダ	93,228,636	3
7	カリフォルニア	74,660,922	2
8	ジョージア	54,103,677	1
9	バージニア	47,544,308	1
10	ウィスコンシン	46,737,256	1

² <https://usatrade.census.gov/index.php> から作成（2000～2024年までのHS44類の対日貿易輸出額から作成。なお、輸出額は通関時の輸出申告データに基づき、輸出品物の移動が始まった州（Origine of Movement）を基に計算される。）



図 2-1 米国の調査対象州

本章では、まず、米国における共通事項について報告する。その後各州の調査結果についてまとめる。

2.1. 共通

(1) 米国木材生産の即時拡大に関する大統領令

2025 年 3 月 1 日、大統領令「米国木材生産の早急な拡大」(EO 14225 Immediate Expansion of American Timber Production)³が発令された。本大統領令は、国内の木材生産量を増加させることが国家・経済安全保障上重要との認識に基づき、関係省庁に対して木材生産拡大に向けた対応を求めるものである。主な指示事項は以下のとおりである。

- 30 日以内に内務長官及び農務長官は、それぞれ土地管理局 (Bureau of Land Management: BLM) 局長及び米国森林局 (U.S. Forest Service: USFS) 長官を通じ、木材生産の拡大と適正な森林管理の推進、木材供給までの時間短縮、供給不確実性の低減に資する施策、例えば善隣権限 (Good Neighbor Authority)、スチュワードシップ契約、部族森林保護法に基づく部族との協定等に関する新規または改訂ガイダンスを発出する。
- 60 日以内に、絶滅危惧種法 (Endangered Species Act: ESA) 第 7 条に基づく BLM 及び USFS の森林管理事業の手続を対象に、林業プロジェクト承認の迅速化に向けた戦略を策定する。また内務長官は、ESA 第 7 条⁴の協議手続を他機関へ委任できる既存権限の有無を検討し、必要に応じて協議の簡素化に向けた法改正案を提示する。
- 90 日以内に、BLM 及び USFS が管理する連邦土地 (Federal lands) から今後 4 年間に販売する年間目標量を策定し報告する。

³ <https://www.federalregister.gov/documents/2025/03/06/2025-03695/immediate-expansion-of-american-timber-production?>

⁴ 絶滅危惧種及びその重要な生息地に悪影響を与えないことを確認する義務を定めた規定。

- 120 日以内に、BLM 及び USFS は ESA 第 7 条に基づくホワイトバークパイン（Whitebark Pine）のプログラム協議を完了する⁵。
- 180 日以内に、BLM 及び USFS は、国家環境政策法（National Environment Policy Act: NEPA）に基づく手続きの負担軽減策を検討する。
- 280 日以内に、BLM 及び USFS は、適用法令に従う範囲で、木材間伐を対象とする新たな国家環境政策法上のカテゴリー除外（Categorical Exclusion）の設定を検討し、必要に応じて措置を講ずることを求めている。あわせて、サルベージ伐採（Timber salvage）活動に係るカテゴリー除外の再設立を検討し、森林管理の迅速化を図る⁶。

大統領令を受けた BLM 及び USFS の対応は次のとおりである。

1) BLM の対応

BLM は内務省（Department of Interior）所管の機関であり、全米で約 1 億 ha（約 2 億 4,500 万エーカー）の地上部の資源と 2.8 億 ha（7 億エーカー）の地下部の資源を管理し、再生可能エネルギー開発、家畜の放牧、鉱山開発、木材伐採、保護区の管理等を実施する機関である⁷。このうち森林は約 2,350 万 ha（約 5,800 万エーカー）を占めており、木材・薪等の供給のほか水源涵養、レクリエーションの提供を行う⁸。内務省は、米国連邦議会により 2025 年 7 月に制定された One Big Beautiful Bill Act（OBBBA）⁹に基づき、実施機関である BLM を通じて、以下の方針を示した。BLM の木材販売を年約 4,720m³（20,000 万ボードフィート）¹⁰増加すること、木材伐採契約における長期契約を優先すること¹¹、追加伐採の開放を明示し、大統領令の方向性と整合する実装方針を示した¹²。その結果、コロラド州、アイダホ州、モンタナ州、オレゴン州、ワシントン州、ワイオミング州において、2025 年中に 53 件の木材販売を実施し、約 611,170m³（約 2.59 億ボードフィート）を提供し、売上額は約 102 億円（約 6,460 万ドル）と鑑定評価額（約 83 億円、約 5,275 万ドル）を約 19%上回った。BLM は OBBBA に基づく販売量目標増に対応した追加販売を計画するとともに、森林・疎林での伐採拡大や薪・クリスマスツリー伐採許可料の大幅引下げを通じて、火災予防と国民負担軽減を図った¹³。

⁵ Whitebark Pine は高山帯の重要樹種で、保全対象であり、連邦林においては伐採・間伐・火入れ・道路作業などの森林管理に影響するため。

⁶ NEPA における手続きの一つで、通常は環境への重大な影響がないとみなされる種類の事業について、環境影響評価を省略できる簡易手続き（除外区分）の検討するよう指示。

⁷ <https://www.blm.gov/about/what-we-manage/national>

⁸ <https://www.blm.gov/programs/natural-resources/forests-and-woodlands>

⁹ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/BILLS-119hr1eh/pdf/BILLS-119hr1eh.pdf>

¹⁰ 1 フィート（30.48cm）四方で厚さ 1 インチ（2.54cm）の材積（約 2,360cm³）。1m³は約 424 ボードフィートに相当。

¹¹ 1~2 年の単年度ないしは短期の立木販売が中心であったが、10 年程度までの複数年契約を優先的に活用するもの。

¹² <https://www.blm.gov/press-release/interior-advances-energy-dominance-through-one-big-beautiful-bill-act>

¹³ <https://www.blm.gov/blog/2026-01-06/progress-public-lands-blm-2025-trump-administration-accomplishments-jan-20-Dec-31-2025>

2) USFS の対応

USFS は農務省 (USDA) 所管の連邦森林管理機関で、国有の森林・草原からなる国家森林システム (National Forest System: NFS) を管理する。NFS は全米で約 7,810 万ヘクタール (約 1 億 9,300 万エーカー) (154 の国有林+20 の国有草原等) に及び、木材供給、水源涵養、生物多様性保全、レクリエーション、森林火災対応などを実施する¹⁴。また USFS は、森林研究の実施や州・私有林等への技術・財政支援も主要任務として担う機関である¹⁵。

大統領令に対する計画において、2025 年 4 月 3 日に発出された農務省長官メモ (USDA Secretarial Memorandum 1078-006) により、USFS が管理する連邦林を対象とする緊急事態判断 (Emergency Situation Determination: ESD) が設定され、環境審査や異議申立て手続の迅速化が可能となった¹⁶。これと並行して USFS は、2025 年 5 月に全国共通の方針として全国森林活性管理戦略 (National Active Forest Management Strategy) を策定し、①直近平均 (FY2020–2024) 比で木材供給量を 25%増加させること、②FY2028 までに年間約 944 万 m³ (40 億ボードフィート) の木材販売を達成することを数値目標として掲げた¹⁷。さらに、これらを実行に移すため、木材生産拡大や森林管理体制の強化に向けて約 2 億ドル規模の投資方針が示された¹⁸。2025 年は ESD の適用開始、内部実施ガイダンスの整備、全国戦略の公表などにより、制度・政策面の枠組み整備が進展した木材生産拡大を本格的に推進する体制が整った段階である。

(2) レイシー法

USDA は 2024 年 12 月にレイシー法フェーズ 7 を発効した¹⁹。これまで申告義務の対象外であった植物及び木材製品 (医療用植物、ハンドバッグ、合板、工具、天然コルク製品、タケ・ラタン、履物など) が新たな対象になる。具体的には、従来の丸太 (HTS²⁰ 4403)、製材 (HTS 4407)、単板 (HTS 4408)、合板 (HTS 4412)、木製家具 (HTS 9403)、木製楽器 (HTS 9202) などに加えて、今回の改訂ではより細分化された木材製品が追加された。

新たに対象が拡大された例としては、木製フレーム (HTS 4414)、木製取手 (HTS 4417)、木製刃物柄や工具柄 (HTS 4417.00)、木製台座付き履物 (HTS 6403.51 / 6405 系)、マッチの天然木軸 (HTS 3605.00)、木製の雑貨類 (HTS 4421) などが含まれる。また、木材代替素材として流通量が多い竹 (HTS 1401.10)、ラタン (HTS 1401.20)、コルク製品 (HTS 4503・4504) など植物性素材製品も対象に加わった。

¹⁴ <https://www.congress.gov/crs-product/R43872>

¹⁵ https://www.congress.gov/crs_external_products/IF/PDF/IF12396/IF12396.3.pdf

¹⁶ <https://www.usda.gov/sites/default/files/documents/sm-1078-006.pdf>

¹⁷ National Active Forest Management Strategy, <https://www.usda.gov/sites/default/files/documents/national-active-forest-management-strategy.pdf>

¹⁸ <https://www.usda.gov/about-usda/news/press-releases/2025/05/29/usda-invests-200m-expand-timber-production-strengthen-rural-economies-secure-american-industry>

¹⁹ USDA (<https://www.aphis.usda.gov/news/program-update/aphis-will-implement-lacey-act-phase-vii-requirements-dec-1>)

²⁰ <https://hts.usitc.gov/> (HTS は Harmonized Tariff Schedule の略。米国調和関税表は米国へ輸入される全貨物の税率や統計分類を定めるコードシステム)

(3) 米国の林業施策

図 2-2 は、米国における森林施策規制の類型を州別に示したものである。州有林・私有林に対する規制の性質に応じて、①規制型 (Regulatory)、②非規制型 (Non-regulatory)、③準規制型 (Quasi-Regulatory) の 3 区分に整理されている。併せて、森林技術者 (Forester) の資格または登録制度の有無も示されている²¹。この図は州毎に規制の強弱が異なることを示し、森林政策が単一そして統一的ではなく、州ごとに多様に形成されているということを示す。

特に西海岸のワシントン州・オレゴン州・カリフォルニア州は、全米でも最も厳格な森林施策規制を有する地域であり、これら 3 州はいずれも、森林施策法 (Forest Practices Acts) により、再造林、水質保全、野生生物及び絶滅危惧種の保護、伐採規模や農薬使用の制限等を包括的に規定している。さらに、オレゴン州及びワシントン州では、伐採や林道建設など多くの事業について書面による計画の事前提出を義務付けており、カリフォルニア州では州免許資格を持つフォレスターが作成する伐採計画を公表している²²。

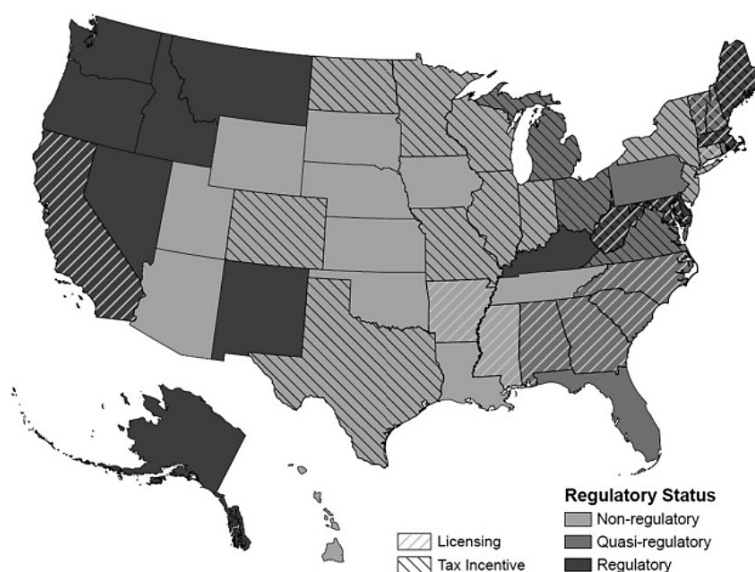


図 2-2 米国における森林施策規制の類型²³

(4) 連邦林

米国における木材生産には、後述する各州の州有林及び私有林からの生産に加え、連邦林における立木販売が含まれる。連邦林の概要及び管理については、令和元年度林野庁委

²¹ https://oregonforestfacts.org/sites/default/files/2025-05/OFRF-ForestFacts2025_DIGITAL.pdf

²² <https://oregonforests.org/media/2304>

²³ Kelly, E. C., & Crandall, M. S. (2022). State-level forestry policies across the US: Discourses reflecting the tension between private property rights and public trust resources. *Forest Policy and Economics*, 141, 102757. <https://doi.org/10.1016/j.forpol.2022.102757>

託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち海外情報収集事業において詳しく報告されている。そのため本節では、原材料情報（証明書等）に関する書類に焦点を当て整理する。

連邦林における立木の販売は、USFS 及び BLM の 2 機関が実施している。いずれの機関も、立木販売は入札で実施される。両機関はそれぞれ独立して立木販売を実施している。両者の販売目的においての違いは、USFS が森林管理の一環として木材伐採し販売するのに対し、BLM は米国の木材資産を売却する点にある。

次に両機関の概要及び原材料情報（証明書）について報告する。

1) 米国農務省森林局（USFS）²⁴

USFS は農務省所管の森林専門機関で、国有の森林及び草原から構成される National Forest System (NFS) を通じて木材、水源涵養、野生生物、レクリエーション、防災等の観点から管理する。木材販売は森林管理（間伐・更新・火災リスク低減等）の手段として位置づけられる。収益は学校・道路への配分（25%）や伐採跡地の再造林等に活用される。

USFS が実施する入札においては立木売買契約書（Timber Sale Contract）が取り交わされる。以下は、立木売買契約書の概要である（表 2-2）。

表 2-2 米国農務省森林局 木材売買契約書²⁵の概要及びその写し

概要	- 連邦林における木材の売買条件を定める売買契約書 - 契約書では国有林が契約者に売却されることが記載 - 契約書は①個別条件、②標準条項、③特別条項の3部で構成されており、これらに加えて施業図、必要に応じて路網整備計画・仕様書等の別添が契約の一部として組み込まれる。
発行者	USFS
被発行者	契約者
発行方法	USFS と契約者双方の署名をもって契約が成立・発効。
樹種、伐採国の情報	樹種○、伐採国○
その他	- 連邦林からの未加工丸太は、米国外への輸出を原則禁止 - 絶滅危惧種法に基づく調査・保護義務を負っており、絶滅危惧種の発見等に応じて、契約者の作業に対する制限・一時停止・契約変更・終了を行う可能性がある - 木材売買は国有林管理計画及び国家環境政策法（NEPA）手続に基づき実施され、契約締結後であっても、司法判断や行政判断により事業が中断・遅延する可能性がある。

²⁴ <https://www.fs.usda.gov/about-agency>

²⁵ <https://www.fs.usda.gov/forestmanagement/products/contracts.shtml>

・ 伐採した立木の量に応じて、伐採後に契約者から USFS に対して支払いが行われる。

U.S. DEPARTMENT OF AGRICULTURE FOREST SERVICE 木材売買契約 TIMBER SALE CONTRACT (Applicable to Sales to be Scaled after Felling)		Name of Purchaser 購入者署名	
National Forest Huron Manistee	Ranger District Mio	Region Eastern	Contract Number
Sale Name Bull Salvage		Award Date 契約日	Termination Date 契約完了日

The parties to this contract are The United States of America, acting through the Forest Service, United States Department of Agriculture, hereinafter called Forest Service, and _____ hereinafter called Purchaser.

Forest Service having advertised a sale at which either (1) Purchaser, whose required bid deposit is now held by Forest Service as an initial deposit, was the successful bidder, or (2) no bids were received and Purchaser having subsequently offered at least the minimum advertised price and made an initial deposit in the same amount as the bid deposit specified in the sale advertisement; and the parties hereto desiring to record their agreement; now therefore,

Unless provided otherwise herein, Forest Service agrees to sell and permit Purchaser to cut and remove Included Timber and Purchaser agrees to purchase, cut, and remove Included Timber.

This contract consists of three Divisions: A - Specific Conditions, B - Standard Provisions, and C - Special Provisions, together with Sale Area Map, Plans and specifications for developments (if any), and such attachments as may be provided for in Division C. Specific Conditions are numbered and apply to the Part, Section, Subsection, or Item of the Standard Provisions, as indicated hereunder. Other conditions of this contract are stated in Division C - Special Provisions.

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have executed this contract as of the award date.

UNITED STATES OF AMERICA

Two Witnesses: 1/

購入者が法人ではない場合に必要
承認 2 名の署名、住所

(Name)

(Address)

(Name)

(Address)

By:

USFS契約担当者名

Contracting Officer

USFS契約担当者役職名

(Title)

購入者名

(Purchaser) 2/

By:

購入者役職名

(Title)

購入者所属の法人住所

(Business Address)

I, ^{3/} _____, certify that I am the _____
 Secretary of the corporation named as Purchaser herein; that _____
 who signed this contract on behalf of Purchaser, was then _____
 of the corporation; that the contract was duly signed for and in behalf of the corporation by authority of its governing body, and is
 within the scope of its corporate powers.

CORPORATE
SEAL ^{4/}

2) 内務省土地管理局

土地管理局（BLM）は公有地管理機関で、放牧、鉱物・エネルギー開発、保全、レクリエーション等の多用途利用を調整しながら、全米で約 1 億 ha（約 2 億 4,500 万エーカー）の土地（地上部）に加え、約 2.8 億 ha（約 7 億エーカー）の地下資源を管理している。地上の管理地のうち約 20% 超にあたる約 2,300 万 ha（約 5,800 万エーカー）は森林・疎林であり、特に西オレゴンでは商業的に生産性の高い森林が集中し、木材販売が重要な土地利用の一形態となっている。木材売買契約は総額売買（Lump Sum）を基本とし、数量・品質保証を行わない構造で、リスクは購入者が負担する方式である。また、USFS と異なり、支払後に伐採が許可される方式である（表 2-3）。

表 2-3 内務省土地管理局 木材売買契約書の概要及びその写し

概要	・ 連邦林における立木の売買条件を定める BLM（米国内務省土地管理局）と契約者との間の売買契約書 ・ 契約書では連邦林が契約者に売却されることが記載 ・ 契約書は契約本体に加え、入札時に提示される公告・木材販売条件書及び施業図で構成されており、これらに記載された条件が契約条件に組み込まれる。必要に応じて、路網整備計画・仕様書が別添される。
発行者	土地管理局（Bureau of Land Management）
被発行者	契約者
発行方法	BLM と契約者双方の署名をもって契約が成立・発効。
樹種、伐採国の情報	樹種○（契約書本体ではなく別添 B）、伐採国○
その他	・ 連邦林からの未加工丸太は、米国外への輸出を原則禁止 ・ 絶滅危惧種法に基づく調査・保護義務を負っており、絶滅危惧種の発見等に応じて、契約者の作業に対する制限・一時停止・契約変更・終了を行う可能性がある ・ 木材販売収益の使途が法定基金（森林生態系回復基金等）に限定されている

**CONTRACT FOR THE SALE OF TIMBER AND
OTHER WOOD PRODUCTS - LUMP SUM**

木材及びその他木材製品の売買に関する契約

THIS CONTRACT is made and entered into the [] 契約日 [] day of [], 20[], under the authority of the Act of August 28, 1937, (50 Stat. 874), as amended, (43 U.S.C. 2601-2606), relating to the reverted Oregon and California Railroad and reconveyed Coos Bay Wagon Road grant lands, or under the Act of July 31, 1947, (61 Stat. 681), as amended, (30 U.S.C. Secs. 601-604), relating to other lands under the jurisdiction of the Bureau of Land Management (BLM), and the regulations as set forth in 43 CFR Group 5400, between the UNITED STATES OF AMERICA, hereinafter called the Government, acting through the BLM, and [] 購入者名 [] of [] 購入者住所 [] hereinafter called the Purchaser.

WITNESSETH, That the parties hereto do mutually agree as follows:

Sec. 1. **Wood Products Sold** – The Government hereby sells to the Purchaser and the Purchaser hereby buys from the Government, under the terms and conditions of this contract, all wood products included in *Exhibit B*, which is attached hereto and made a part hereof, except that wood products reserved to the Government under Sec. 43 of this contract, within the area designated by the Government, comprising contract area as shown on map marked *Exhibit 4*, which is attached hereto and made a part hereof, and situated in the County of _____, State of _____, and described as follows:

[illegible]

(Continued on Page 2)

(Form 5450-003, Page 1)

なお、過年度の調査においても報告されているように、連邦林で生産された立木の未加工丸太は西経 100 度線以西の 48 州（ハワイ・アラスカ以外の州）において、「原則」輸出禁止とされる²⁶。この輸出規制は、国内の木材加工工業を保護し、弱体化することを防ぐためと

²⁶ <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/16/620a>

されている。例外として、担当長官（Secretary concerned）が「米国内の木材加工施設の需要に対して余剰」と認定した特定の樹種・等級・数量については適用除外となる²⁷。USFS では適用除外に関して少なくとも3年ごとの見直し・官報公告・意見募集が規定されている。また既存の余剰扱いとして、アラスカヒノキ（Alaska yellow cedar）とローソンヒノキ（Port Orford cedar）の継続が規定されている²⁸。例外として認定された未加工丸太の輸出量に係る統計的な報告は確認できなかったが、米国政府監査院の報告（2018）では、2007～2017年にUSFS ないしはBLM が未加工丸太の輸出規制に対して違反を確認した事例はなかったと報告している²⁹。

（5） 共通：原材料情報（証明書）とその他関連資料

1) 原材料情報（証明書）

外国の輸出事業者と日本の輸入事業者（第1種木材関連事業者）との間で取り交される商業送り状（Commercial Invoice）は、原材料情報（証明書）の要件を満たしている場合があることが、本調査において確認された。具体的には森林認証の数量（%表示）の記載がある場合が確認された（表 2-4 及び図 2-3）。森林認証の主張が付されている場合、原材料情報（証明書）として位置づけられる。また商業送り状の記載内容によっては、例えば樹種情報が記載されているものも確認できた。なお、商業送り状は、木材輸出事業者と第1種木材関連事業者との間で最も一般的に取り交される書類である。

表 2-4 商業送り状（Commercial Invoice）の概要及びその写し

概要	・ 木材輸出業者と第1種木材関連事業者との間で取り交される商業送り状。
発行者	木材輸出業者
被発行者	第1種木材関連事業者
発行方法	発行者及び第1種木材関連事業者との間の取引において発行される。
樹種、伐採国の情報	樹種△、伐採国△ * 記載内容は、輸出業者と第一種木材関連事業者との間の合意が前提であることから、記載されるケースがある。
その他	・ 取引される木材に森林認証の主張が付されている場合のみ。 ・ PEFC については、Sustainable Forest Initiative（SFI）を相互認証していることから、SFI の認証を受けている場合、PEFC の認証材として主張が付される。

²⁷ 16 U.S.C. §620a(b)(1)

²⁸ <https://www.ecfr.gov/current/title-36/chapter-II/part-223/subpart-F/section-223.200>

²⁹ <https://www.gao.gov/assets/700/694018.pdf>

商業送り状（インボイス）の例																																																							
	Page 1 of 2																																																						
Sold To Delivery Address JAPAN Loaded _____ Vessel _____ Delivery Mode _____ Shipment Number _____ Shipment Date _____ Mark _____																																																							
_____ is certified to the PEFC Chain of Custody Standard _____, SFI Sustainable Forest Management Standard _____ and SFI Fibre Sourcing Standard _____																																																							
100% PEFC Certified																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">Description</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">Pkgs Pcs/Pkg</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">Qty</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">Unit</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">Price</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">Amount</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;">SPF _____</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;">_____</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>MFBM MFBM MFBM</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;">SPF _____</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;">_____</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>MFBM MFBM</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;">SPF _____</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;">_____</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>MFBM MFBM MFBM</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;">SPF _____</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;">_____</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>MFBM</td> </tr> </tbody> </table>	Description	Pkgs Pcs/Pkg	Qty	Unit	Price	Amount	SPF _____						_____					MFBM MFBM MFBM	SPF _____						_____					MFBM MFBM	SPF _____						_____					MFBM MFBM MFBM	SPF _____						_____					MFBM	
Description	Pkgs Pcs/Pkg	Qty	Unit	Price	Amount																																																		
SPF _____																																																							
_____					MFBM MFBM MFBM																																																		
SPF _____																																																							
_____					MFBM MFBM																																																		
SPF _____																																																							
_____					MFBM MFBM MFBM																																																		
SPF _____																																																							
_____					MFBM																																																		
Total Currency																																																							

森林認証に関する主張

例) A (社名) is certified to the
PEFC CoC, SFI FM, and SFI
Fiber Sourcing.
100% PEFC Certified.

樹種

例) SPF :
Spruce (トウヒ),
Pine (マツ),
Fir (モミ)

図 2-3 原材料情報（証明書）として活用できるインボイスの事例
（森林認証の主張が付される）

2) その他関連情報

原材料情報（証明書）としては活用できないが、日本の輸入事業者（第 1 種木材関連事業者）が木材及び木材製品の合法性を確認するために実施するデューディリジェンス（Due Diligence: DD）の参考書類として活用できると考えられる書類の事例を、表 2-5 に挙げる。

表 2-5 DD に活用可能と考えられるその他関連書類

No.	英名	和訳	発行者/申請者	被発行者
1	Yard Ticket	集積場チケット	森林所有者、木材加工業者	木材加工業者
2	Commercial Invoice (森林認証の主張が付されていない場合)	商業送り状	木材輸出事業者	第 1 種木材関連事業者
3	Packing list	梱包リスト	木材輸出事業者	第 1 種木材関連事業者
4	Insurance	保険証書	保険会社	木材輸出事業者
5	Bill of Lading (B/L) /Sea Waybill	船荷証券	運送業者又は代理店	木材輸出事業者
6	Electric export Information (EEI)	電子輸出情報	(申請) 輸出事業者 (発行) US. Customs and Border Protection (税関)	輸出事業者
7	Phytosanitary Certification	植物検疫証明書	(申請) 輸出事業者 (発行) US. Department of Agriculture	輸出事業者
8	EXPORT/RE-EXPORT OF PLANTS (CITES)	植物輸出/再輸出 (CITES)	(申請) 輸出事業者 (発行) US. Department of Interior	輸出事業者

2.2. オレゴン州

オレゴン州の概要については、過年度の事業報告書「令和元年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち海外情報収集事業³⁰⁾」(以下、「令和元年度報告書」という。)に記載のとおりである。本節では、令和元年度報告書以降の新しい情報を中心に整理する。

2.2.1. 森林及び木材産業の概要

オレゴン州は、豊富で多様な森林資源に支えられた米国屈指の木材生産地域である。森林面積は約 12 百万 ha (約 29 百万エーカー) あり、同州の約 49%が森林に覆われている³¹⁾。また森林は所有者別に連邦林が 60%、州有林が 4%、そして私有林が 35%を占めている (表 2-6)。州内の森林は地域により樹種構成が異なり、西部では高品質構造用材として評価の高いダグラスファー (ベイマツ) が優占し、東部では乾燥条件に適応したポンデローサパインが広がる。南西部には針葉樹と広葉樹が混在する混交林が見られ、これら地理的特徴が州内の木材供給形態と製品の多様化を支える基盤となっている³²⁾。

表 2-6 オレゴン州の所有者別の森林面積の割合

連邦林	州有林	私有林
60%	4%	35%

注：構成比は四捨五入により算出しているため、合計が 100%と一致しない。

(出典：USFS (2025) Forest Inventory and Analysis One-Click Snapshot)

こうした資源条件に支えられ、オレゴン州は長年にわたり針葉樹製材品及び構造用合板の生産量で全米第 1 位を維持している。2024 年における同州の針葉樹材の生産量は約 1,203 万 m³ (約 51 億ボードフィート) であり、これは米国全体の生産量の約 14%を占める³³⁾。また州内では集成材や直交集成板 (CLT) など高付加価値木質材の製造が行われており、米国内で稼働するエンジニアードウッド 77 工場のうち 18 工場がオレゴン州に所在する³⁴⁾。さらに州内で生産される木材・木材製品の約 75%が州外へ販売されており³⁵⁾、同州は米国西海岸の物流拠点 (タコマ港、シアトル港) に近接する地理的優位性を生かし、国内外の市場へ広く木材を供給している。

一方、近年の森林火災は森林資源及び林産業の持続性に深刻な影響を与えている。特に

³⁰⁾ 林野庁 (2020) 「令和元年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち海外情報収集事業」報告書

³¹⁾ <https://research.fs.usda.gov/treesearch/70007>

³²⁾ https://oregonforestfacts.org/sites/default/files/2025-05/OFRF-ForestFacts2025_DIGITAL.pdf

³³⁾ <https://oregonforestfacts.org/#harvest-production>

³⁴⁾ <https://oregonforestfacts.org/#harvest-production>

77 工場の所在地トップ 5 (オレゴン州 18, ワシントン州 9, アラバマ州 8, ルイジアナ州 5, ジョージア州 4)

³⁵⁾ <https://oregonforests.org/media/1025>

2024 年には約 77 万 ha（約 190 万エーカー）以上が焼損し、過去 30 年間で最も焼損面積の大きい森林火災となった。これに次ぐ大規模森林火災として、2020 年には主として森林火災により約 44 万 ha（110 万エーカー）が焼損した³⁶。

こうした状況を踏まえ、オレゴン州では「20 カ年ランドスケープ・レジリエンス戦略（Oregon's 20-Year Landscape Resiliency Strategy）」が進められている。同戦略は、州内約 525 万 ha（1,300 万エーカー）を高リスク地域として位置付け、間伐、下層植生の整理、林地残材の除去、計画的火入れなどを組み合わせ、森林における可燃物（燃料）の管理を進めることで、森林火災の拡大を抑制する対策を実施している。州、連邦、部族政府、民間事業者が協働する体制の下、森林の防火管理を重視した長期的な森林整備が進められている³⁷。

2.2.2. 関連法令及び運用等

(1) 法令等の概要及び運用状況

オレゴン州の森林管理及び木材生産に係る主要法令は、州法（Oregon Revised Statutes : ORS）第 527 章に規定されるオレゴン森林施業法（Oregon Forest Practices Act: OFPA）（以下、「森林施業法」という。）である。同法は、森林の継続的な育成・伐採を確保しつつ、水源、土壌、生物多様性等の公益的機能の保全を図ることを目的とする³⁸。

オレゴン州では、森林施業法の下位法令として単一の規則が設けられておらず、規則は州行政規則（Oregon Administrative Rules : OAR）第 629 章（Forestry Department）において複数の区分（Division）に分かれて規定されている³⁹。また、森林施業法の本文には、森林施業規則（Forest Practice Rules）という用語が随所に見られる。このため、実務上は州行政規則（OAR 629）に掲げられた規則群を総称して「森林施業規則（Forest Practice Rules: FPR）」として運用されている。

近年、オレゴン州の私有林における水生生物の生息環境の保全、水質維持、土砂流出防止及び生態系保全といった観点からこれまでの規則を強化するため、林業関係団体と環境・漁業団体との協議を経て、2020 年に私有林協定（Private Forest Accord : PFA）が形成され、2021 年 10 月に合意内容が確定した⁴⁰。この合意を受けて、2022 年には上院法案（Senate Bill 1501・Senate Bill 1502）等が成立し、森林施業法に基づく森林施業規則（OAR 629）は包括的な改定が行われた⁴¹。これら改正は、2024 年 1 月 1 日に全面的に施行された⁴²。

オレゴン州林業省（Oregon Department of Forestry : ODF）は、最新の法令・規則集（Forest

³⁶ <https://oregonforestfacts.org/#fire-trends> 2014-2024 年の年平均焼損面積は約 30 万 ha（739,735 エーカー）

³⁷ <https://www.oregon.gov/odf/pages/20-year-strategy.aspx>

³⁸ 森林施業法 ORS 527.630(1)

³⁹ 州行政規則 OAR 629-600-0050

⁴⁰ <https://www.oregon.gov/odf/aboutodf/documents/2022-odf-private-forest-accord-report.pdf>

⁴¹ <https://www.oregon.gov/ODF/Working/Pages/FPA.aspx>

⁴² <https://www.oregon.gov/odf/working/documents/faqs-fpa-rules-all-combined.pdf>

Practice Administrative Rules and the Oregon Forest Practices Act（2024 年 1 月版）^{43, 44}を公表するとともに、主要な変更点をまとめた各種実務文書を併せて提供している。法令・規則集では、森林施業規則が区分（Division）ごとに整理されており、令和元年度報告書では 22 区分⁴⁵を報告していたが、今回の改定により新たに 4 区分（603、607、643、678）が追加され、1 区分 642 が 643 に統合されて廃止となり、合計 25 区分となった。既存区分（特に 605、625、630、635、670）にも重要な改定が行われている。本項では、これら改定内容の概要について、法令・規則集に基づき区分ごとに整理するとともに、各種実務文書に示された運用面についても併せて整理する。

新規の 4 区分（603、607、643、678）は、次表（表 2-7）のとおりである。

表 2-7 オレゴン州森林施業規則及び森林施業法の改定により追加された 4 区分の概要

区分	概要
第 603 区分 適応管理 (Adaptive Management)	科学的知見を森林施業規則の継続的な改善に反映するための適応管理制度が新設された。適応管理プログラム委員会（Adaptive Management Program Committee: AMPC）及び独立研究・科学チーム（Independent Research and Science Team: IRST）の構成、役割、報告義務など、運営の基本枠組みが規定され、これらの組織が科学的根拠に基づく調査の設計、検証、助言を行う仕組みを制度化した⁴⁶。 実務文書⁴⁷では、適応管理について「科学に基づく意思決定を支える新たな制度」として紹介されており、AMPC や IRST の設置により、森林施業規則の見直しが行政判断ではなく、独立した科学的知見に基づいて行われる点が強調されている。また私有林協定（Private Forest Accord）の合意に基づき、規則変更のプロセスを透明化し、関係者が調査結果を共有できる仕組みとして位置づけられている。
第 607 区分 小規模森林所有者（Small Forestland Owner）	小規模森林所有者（Small Forestland Owner: SFO⁴⁸）に対する新たな定義と施業方式が制度化された。小規模森林所有者は、所有面積や年間収穫量等の基準に基づき認定され、標準施業よりも柔軟な要件のもとで施業を実施する「最小施業方式（Minimum Option）」と呼ばれる施業方式を選択可能になった⁴⁹。また、最小施業方式ではなく標準施業を選択した場合には、森林保全税額控除（Forest Conservation Tax Credit）の対象となるこ

⁴³ <https://www.oregon.gov/odf/documents/workingforests/fpa-rule-book-2024.pdf>

⁴⁴ 令和元年度報告書は同出版物（2018 年 2 月）を参照して作成されている。

⁴⁵ 区分は 600～680 の番号で割り当てられているが、連続した番号ではない。

⁴⁶ 州行政規則 OAR 629-603-0300, 629-603-0400

⁴⁷ <https://www.oregon.gov/odf/working/documents/adaptive-management.pdf>

⁴⁸ 約 2,024ha（5,000 エーカー）未満の森林を所有し、かつ年間平均 200 万ボードフィート（約 4,700～5,000m³）以下の収穫量であること等が基準。

⁴⁹ 州行政規則 OAR 629-607-0100

	とが規定されており、小規模森林所有者の経営継続と施業負担の軽減を図る制度が整備された⁵⁰。 さらに小規模森林水域生息地投資プログラム（Small Forestland Investment in Stream Habitat：SFISH）が設置され、ODF が小規模森林所有者の林道等改良や魚道改善等のプロジェクトに対して助成を行う仕組みが規定されている⁵¹。 実務文書⁵²では、「小規模森林所有者のための新たな選択肢」として紹介されており、規制遵守に必要な作業量やコスト負担を軽減し、水資源保護等の重要要件を維持するための施業方式として強調されている。
第 643 区分 溪畔植生の保持（Water Protection Rules: Vegetation along Streams）	従来は各区分に分散していた溪畔植生の保持基準について、新しい区分として体系的に整理された。溪流・小河川（stream）の種類や地域区分に応じて、溪畔管理区域（Riparian Management Area: RMA）内で保持すべき植生量や樹木配置を具体的に規定している⁵³。また後述の第 635 区分において、溪流・小河川の分類や RMA の幅などの基準が定められており、それら基準を前提として、RMA 内での樹木の残存や根系の保持によって溪畔部の安定性を確保し、適度な倒木供給を維持することが、将来的に望ましい溪畔林の状態を形成するための重要な要件として位置づけている。 実務文書では、後述の第 635 区分を前提とした記述に内包されている。
第 678 区分 遵守状況のモニタリング（Compliance Monitoring）	森林施業規則の遵守状況を体系的に把握・評価するためのモニタリング制度が新設された。ODF は、森林施業法及び森林施業規則が現地で適切に実施されているかを、統計的かつ継続的に検証するためのモニタリング（Compliance Monitoring Program）を実施することとされている。具体的には、施業内容に関するデータ収集、代表性を確保したサンプルによる現地確認、遵守率の分析、年次報告等が規定されており、これらを通じて規則の実効性の評価と必要な改善に役立てる仕組みが整備された⁵⁴。 実務文書⁵⁵では、「規則遵守状況を把握するためのモニタリング体制の強化」として紹介されており、後述の第 605 区分で義務化された施業完了後の報告の導入により、施業前後の情報を把握することで、州全体の規則遵守状況を適切に評価できるようになる点が強調されている。また、

⁵⁰ 州行政規則 OAR 629-607-0400

⁵¹ 州行政規則 OAR 629-607-0300

⁵² <https://www.oregon.gov/odf/board/documents/laws-rules/pfa-rulemaking-small-forestland-owner.pdf>

⁵³ 州行政規則 OAR 629-643-0000

⁵⁴ 州行政規則 OAR 629-678-0000, 629-678-0100, 629-678-0110, 629-678-0200

⁵⁵ <https://www.oregon.gov/odf/board/documents/laws-rules/pfa-rulemaking-notification-of-completion-and-compliance-monitoring-program.pdf>

	この制度に基づく分析結果は、今後の研修や必要に応じた是正措置の改善に資するものとして位置付けている。
--	--

既存 5 区分（605、625、630、635、670）の追加は、次表（表 2-8）のとおりである。

表 2-8 オレゴン州森林施業規則及び森林施業法の既存 5 区分の改訂概要

区分	概要
第 605 区分 森林施業計画 規則 (Planning Forest Operations)	森林施業計画及び届出に関する規定に、作業完了報告（Notification of Completion）の義務化が明記された⁵⁶。 実務文書⁵⁷では、2024 年 1 月 1 日施行の新しい規則紹介の冒頭に「最重要事項」として記載があり、「小規模森林所有者については、すべての森林所有者は通知した施業について、暦年末まで（小規模森林所有者の場合は一定条件の下で 90 日以内）に作業完了報告を行うことが必須手続きであること」が強調されている。
第 625 区分 林道建設維持 規則 (Forest Road Construction and Maintenance)	林道⁵⁸計画・設計・作設・維持管理に関する従来からの基準に加えて、大規模森林所有者向けの「林道インベントリーと評価（Forest Road Inventory and Assessment : FRIA）」と、小規模森林所有者（SFO）向けの「道路状態調査（Road Condition Assessment : RCA）」が新たに制度化された。 ① 林道インベントリーと評価（Forest Road Inventory and Assessment: FRIA）⁵⁹ SFO に該当しない全ての森林所有者（大規模森林所有者）に対し、林道網の現況把握と改善計画の策定を段階的に進める FRIA の実施が義務付けられた。FRIA の目的は、林道がもたらす土砂流出リスクや魚類移動の障害を特定し、林道の森林施業規則への適合または適切な廃止により水域への負荷を低減することである。 FRIA は以下の段階構成となっている。 i. プレインベントリー 高保全価値地点（High Conservation Value sites）を対象に、2025 年 1 月 1 日までに提出することが義務付けられる。 ii. 初期インベントリー

⁵⁶ 州行政規則 OAR 629-605-0150(10)

⁵⁷ <https://www.oregon.gov/odf/working/documents/forest-practices-new-rules.pdf>

⁵⁸ オレゴン州では、日本のような「林道」や「森林作業道」といった区分はなく、林道の状態（Active: 商用木材の搬出に利用中、Inactive: 搬出以外の森林管理で利用、Abandoned: 使われなくなった）で区分しているため、便宜上「林道」と表記。

⁵⁹ 州行政規則 OAR 629-625-0900

	所有するすべての林道・水路横断箇所について、2029 年 1 月 1 日までに現況・課題・工事計画を網羅したインベントリーを提出する。 iii. ロード・マネジメント・ブロックごとの FRIA 計画 2044 年 1 月 1 日までに道路網全体を森林施業規則に適合させるための計画（計画図・ワークマトリックス等）を作成し、以降は毎年 2 月に年次報告を提出する。 初期インベントリーで「不適合」とされた道路区間については、2044 年 1 月 1 日までに改善または廃止することが義務付けられている。 ② 道路状態調査（Road Condition Assessment: RCA）⁶⁰ SFO には FRIA は適用されず、その代わりに RCA の実施が義務付けられている。RCA は、施業届（Notification of Operation）において、木材搬出のために道路を使用する伐採を行う場合に提出が必要となる。 また、RCA により把握された問題のうち、魚類移動のための林道改善や放棄路の改良など大規模投資を要する項目については、州の助成制度（Small Forestland Investment in Stream Habitat Program）による支援が前提とされ、支援が得られない場合は原則として改善義務を負わない。 実務文書⁶¹では、FRIA を「林道に関するリスクを体系的に把握し、改善の優先順位を決定する長期プロセス」として紹介し、特に大規模森林所有者にとっては道路網全体を段階的に適合させていくことが義務である点を強調している。 一方、小規模森林所有者については、「FRIA に代わる簡素な道路評価手続として RCA を用いる」ことが明示されており、規制遵守に必要な負担を最小限に留めつつ、水域保護と道路管理の安全性を確保する仕組みとして位置付けられている。
第 630 区分 伐採規則 (Harvesting)	伐採時に用いる機械の進入範囲や、伐採後も残すべき樹木の配置に関する基準が強化された。特に、地形の起伏が大きい区域や溪流・小河川の近傍では、機械作業による土壌攪乱や倒木の流出⁶²が、斜面の不安定化や水域環境への影響につながりやすいことから、伐採計画の段階で機械が入れる区域と入れない区域を明確に区分することが求められるようになった。また、伐採後に一定量の樹木を残すことで、根系による土壌保

⁶⁰ 州行政規則 OAR 629-625-0920

⁶¹ <https://www.oregon.gov/odf/working/documents/forest-road-inventory-assessment.pdf>

⁶² オレゴン州では、倒木は溪流環境における重要な生態学的要素とされており、倒木の流入は魚類（特にサケ・マス等の回遊魚）生息環境（魚の休息場所、産卵場の形成、水温の維持、流速の調整等）の形成に寄与する一方、過度の流入は斜面不安定化の要因にもなる。このため、伐採後の溪流等への倒木供給量を適切に調整することが森林施業規則の対象となっている。

	持や溪畔部の陰影効果を確保し、斜面の安定性と水域環境を保全する仕組みが導入された⁶³。 実務文書⁶⁴では、機械作業の制限区域 (Equipment Limitation Zone: ELZ) を既存より広げること、及び ELZ よりもさらに厳しい禁止帯 (R-ELZ) を新設することが重要な変更点として示されている。
第 635 区分 水資源保護規則 (目的、目標、分類及び溪畔管理区域) (Water Protection Rules ; Purpose, Goals, Classification and Riparian Management Area)	水資源保護に関する基本的な目的・目標・分類方法及び溪畔管理区域 (Riparian Management Area: RMA) の考え方を定めた「総論」に相当する区分である。改定後の第 635 区分では、魚類が利用する溪流・小河川の範囲をより詳細に定義し直すとともに、オレゴン州魚類野生生物局 (Oregon Department of Fish and Wildlife: ODFW) が示す魚類利用と常流性 (Perenniality) に関する情報や流況 (flow permanence) に関する現地調査結果を組み合わせて活用し、その成果を ODF の電子届出システム (Forest Activity Electronic Reporting and Notification System: FERNS) の地図情報に反映する手続きが詳細に定められている⁶⁵。また RMA の幅や測定方法を定義し、その上で溪流・小河川・湿地といった多様な水域に対する水資源保護基準が整理され、施業区域と水域の関係性を明確に把握しやすい体系へ再構成されている。 実務文書⁶⁶では、溪畔管理区域 (Riparian Management Areas: RMA) の幅を拡大したことが主要な変更点として示されている。
第 670 区分 森林施業管理規則 (執行及び民事例) (Forest Practices Administration – Enforcement and Penalties)	森林施業規則への違反行為に対する措置や民事制裁の適用基準を定めており、規則の実効性を確保するための執行体系が強化された。改定後は、規則違反の程度や影響に応じて、是正措置命令、停止命令、罰金等の民事制裁を段階的に適用できる仕組みが明確化されている。また、故意または重大な過失による違反については高額な制裁を科すことが可能となり、規則遵守を促す抑止効果の向上が図られた⁶⁷。 実務文書⁶⁸では、重大な違反や常習違反者を明確に定義し、違反の程度や回数に応じて民事制裁額を引き上げる仕組みが導入されたこと、さらに常習違反者には保証金 (ボンド)などを求め、応じない場合は新たな施業を禁止できることが主要な変更点として示されている。

(2) オレゴン州の木材流通 (州有林、私有林)

オレゴン州では、森林は連邦政府、州政府、郡などの公的主体、そして民間企業、家族所有者といった多様な主体により所有されているが、本項では州内木材供給に重要な役

⁶³ 州行政規則 OAR 629-630-0700, 629-630-0800

⁶⁴ <https://www.oregon.gov/odf/working/documents/enforcement-and-civil-penalties.pdf>

⁶⁵ 州行政規則 OAR 629-635-0200

⁶⁶ <https://www.oregon.gov/odf/working/documents/forest-practices-new-rules.pdf>

⁶⁷ 州行政規則 OAR 629-670-0010(9)(10), 629-670-0225

⁶⁸ 同上。

割を果たす「州有林」及び「私有林」の2区分に焦点を当て、伐採から加工・流通・輸出に至るプロセスを整理する。

1) 州有林における木材流通プロセス

オレゴン州の州有林は、ODF によって管理されており、商業用木材の供給においては、公開入札による立木販売を基本とした制度が運用されている。州有林材の木材流通は、以下のように構成される（表 2-9）。

表 2-9 オレゴン州の州有林からの木材流通

行程	内容
1 入札と木材 売買契約の 締結	- ODF 本部は毎年、地区ごとに木材販売スケジュール (Timber Sale Schedule) をまとめ、次年度以降に予定される木材販売案件 (Timber Sale) の概要を提示する。該当スケジュール及び販売予定は、公式ウェブサイト⁶⁹の“Schedule books”に PDF 形式で公開される⁷⁰。 - ODF (各地区) は、販売目論見書 (Timber Sale Prospectus) をまとめ、伐採区域の林班 (Township-Range-Section 等)、予定される樹種別材積、伐採方式、環境保全条件、入札方法、保証金・支払条件などを明示する。 - 販売目論見書は地区 (District) 単位で選択することが可能で、PDF 形式で公開されている⁷¹。 - ODF (各地区) は、販売目論見書に基づき、木材販売案件の公開入札を実施する⁷²。 - ODF (各地区) は、落札者を決定した後、木材売買契約 (Timber Sale Contract) を作成する。契約書には、契約名・契約番号、伐採区域の位置図 (Exhibit A)、樹種別の予定材積、伐採・集材・搬出に関する条件、林道整備義務、支払条件等が定められる。契約書は、公式ウェブサイトの“Timber Sale Prospectuses (Sold Sales)”に PDF 形式で公開されている。 - 契約者 (Purchaser) は契約書へ署名し、契約が成立する。これにより、対象伐採区の施業権と伐採木材の購入権を取得する。

⁶⁹ <https://www.oregon.gov/ODF/Working/pages/TimberSales.aspx>

⁷⁰ Schedule books に毎月追加される販売予定は、PDF 文書上では入札者向けの木材販売手順書 (Timber Sale Schedule handbook) として示され、木材販売の入札手順、輸出・差別・環境配慮等の注意事項、保証金の取り扱い等が記載されている。

⁷¹ https://apps.odf.oregon.gov/Divisions/management/asset_management/prospectus.asp

⁷² 31 と同じ。

2	作業計画 (Operations Plan) の作成・承認	・ 契約者は、契約条件に基づき、作業計画と関連付属書類 (Exhibit B) を作成する。作業計画には、伐採方式、集材・運搬方法、林道配置、作業時期、環境保全措置などが記載される。 ・ ODF (各地区) は、提出された作業計画を確認し、契約条件及び森林施業規則 (Forest Practices Act) に適合するか審査した上で承認する。
3	伐採・集材・搬出	・ 契約者は、承認された作業計画に基づき、伐採・集材・造材・搬出を実施する。 i. 丸太搬出伝票 (Log Load Receipt/Truck Ticket) 契約者が、1 車両ごとに伐採地、樹種、積載量 (重量)、車両番号、搬出日時等を記録する。丸太搬出伝票は、契約書の「Log Accountability」条項で義務付けられている。 ii. 受入伝票 (Scale Ticket/Mill Receipt) 製材工場・合板工場等は搬入丸太を計測し数量・樹種を記録する。
4	加工・流通・輸出	・ 製材工場・合板工場等は搬入丸太を計測し、受入伝票 (Scale Ticket/Mill Receipt) として記録する。公有地由来の未加工丸太は、州法及び連邦法により原則として輸出が禁止されている⁷³ため、海外へ到達する場合には製材品、合板、木質パネル、チップ等の加工材として輸出される。 ・ 木材を加工後、製材工場・合板工場等は出荷伝票やインボイス等の出荷書類を作成し、輸出事業者 (Exporter of Record) に引き渡す。
5	輸出	・ 輸出事業者が輸出手続を担い、インボイス (Invoice)、パッキングリスト (Packing list)、船荷証券 (Bill of Lading/Seaway Bill)、各種米国輸出申告書類を作成し、各担当機関に提出する。

なお、州有林から生産された未加工丸太の輸出は原則として輸出禁止とされている⁷⁴。一方、同規則には3つの例外規定が設けられている。第一に、連邦林に関して報告したように、米国農務長官または内務長官が国内加工需要に対して余剰 (surplus) と認定する樹種・等級・数量の未加工丸太は、輸出禁止の適用除外となる⁷⁵。また連邦林やワシントン州の未加工丸太の輸出規制と同様に、入札に参加できる購入者の要件において、代替利用を抑止するために、広葉樹丸太については、国内加工を前提とした一定条件を満たす場合に限り、州有林材の購入資格に関する要件が調整される⁷⁶。第三に、ベイスギ (Western Red

⁷³ OAR 629-31-005

⁷⁴ OAR 629-031-0020

⁷⁵ OAR 629-031-0025

⁷⁶ OAR 629-031-0010(2)

Cedar) についても、国内で加工し完成品として販売するという条件下で、適用除外となる⁷⁷⁾。

2) 私有林における木材流通プロセス

オレゴン州の私有林は、森林面積の約 36%にとどまる一方で、2023 年時点で州全体の木材収穫量の約 72%を担う主要な木材の供給源である⁷⁸⁾。私有林における木材収穫は、森林所有者・立木所有者と施業実施者・木材関連事業者との民間契約を基本とした制度が運用されており、その法的枠組みとしてオレゴン森林施業法（Oregon Forest Practices Act : OFPA）が適用される。

これら制度の下で、私有林材の木材流通は、以下のような段階で構成される（表 2-10）。

表 2-10 オレゴン州の私有林からの木材流通

工程	概要
1 施業届 (Notification of Operation) 及び書面計画 (Written Plan) の提出と準備	私有林で伐採等の森林施業を実施する場合、森林所有者・立木所有者または施業実施者⁷⁹⁾が、作業開始前に施業届 (Notification of Operation) を提出する義務がある。提出は、ODF の電子届出システム (Forest Activity Electronic Reporting and Notification System : FERNS) を通じて行い、施業地の位置、施業の種類、面積、関係者情報等を登録する⁸⁰⁾。施業届は許可を伴わない届出制度であり、作業開始前に提出すべき法的手続である⁸¹⁾。 施業開始の 15 日前までに FERNS による届出を行うことが求められている。 i. 書面計画 (Written Plan) ⁸²⁾ 施業予定地が以下に該当する場合、施業届と併せて書面計画の提出が義務付けられている。 ➤ 魚類利用河川 (Type F)、重要湿地 (Significant Wetland)、上水道源 (Type D) 等から 100 フィート (約 30 m) 以内 ➤ 河口湿地に該当する重要湿地から 300 フィート (約 90 m) 以内 ➤ 絶滅危惧鳥類等の営巣地・採餌地など、指定保護区域から 300 フィート (約 90 m) 以内

⁷⁷⁾ OAR 629-031-0015

⁷⁸⁾ https://oregonforestfacts.org/sites/default/files/2025-05/OFRI-ForestFacts2025_DIGITAL.pdf

⁷⁹⁾ クリーンウッド法上の「素材生産販売事業者」に概ね対応する主体。

⁸⁰⁾ <https://www.oregon.gov/odf/working/pages/e-notification.aspx>

⁸¹⁾ <https://www.oregon.gov/odf/working/documents/faqs-fpa-rules-all-combined.pdf>

⁸²⁾ <https://www.oregon.gov/odf/documents/workingforests/fp-technical-guidance-statutory-written-plan-waiver.pdf>

		➤ 溪畔管理区域（RMA）内での伐採・集材・薬剤散布等 ➤ 小規模森林所有者が「最小施業方式」を利用する場合 ii. 小規模森林所有者による道路状況評価（Road Condition Assessment: RCA） 小規模森林所有者が伐採を伴う施業届を提出する場合、RCA の提出が義務付けられている。RCA は、当該伐採で使用する道路の状態を評価した文書であり、施業届と併せて提出する必要がある⁸³。 iii. 火器・重機使用許可申請（Permit to Use Fire or Power-Driven Machinery） 一連の施業において火器または動力機械を使用する場合、施業届とは別に火器・重機使用許可（Permit to Use Fire or Power-Driven Machinery）を申請し、許可を得る必要がある。申請は FERNs を通じて行われ、ODF は火災リスク・周囲環境等を踏まえ、必要に応じて条件を付して許可を発行する⁸⁴。書面計画・RCA が届出扱いであるのに対し、本申請は許可制である点が特徴である。
2	民間事業者間の契約 （立木売買契約・伐採請負契約） の締結	森林所有者または立木所有者は、伐採業者や木材会社と立木売買契約（Timber Sale Contract）または伐採請負契約（Logging Contract）を締結する。
3	伐採・集材・搬出	・ 伐採業者・木材会社は、OFPA の規定（溪畔域保全、急傾斜地規制、道路管理基準、再造林義務等）に従って伐採・集材・造材・搬出を実施する。 i. 丸太搬出伝票（Log Load Receipt / Truck Ticket） 伐採業者または木材会社が、1 車両ごとに伐採地、樹種、積載量（重量）、車両番号、搬出日時等を記録する。 ii. 受入伝票（Scale Ticket / Mill Receipt） 製材工場・合板工場等は搬入丸太を計測し数量・樹種を記録する。
4	施業完了届 （Notification of	・ 施業完了後、森林所有者または施業実施者は、施業届と同一の通知番号の下で施業完了届（Notification of Completion）を提出

⁸³ RCA の提出猶予期限については、法令（OAR 629-625-0920）および実務文書等では明示的な規定はない。一方で、ODF が電子届出システム（FERNs）上で運用する実務ルールでは、RCA は施業届提出日から最大 180 日以内の猶予期限が認められている。この取り扱いは FERNs 上の ODF 担当官のコメントとして継続的に確認できる。

⁸⁴ <https://www.oregon.gov/odf/aboutodf/pages/permits.aspx>

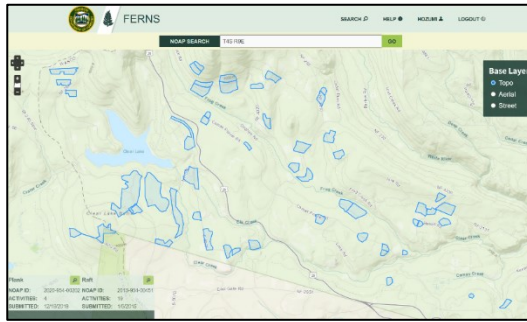
	Completion) の提出	する義務がある ⁸⁵ 。ODF はこれを OFPA のコンプライアンス監視及び再造林義務の確認に用いる。
5	加工・流通	- 伐採事業者または丸太集荷業者は、伐採・集材・搬出に伴い丸太搬出伝票 (Log Load Receipt / Truck Ticket) を作成し、丸太を搬出する。搬出された丸太の多くは、州内の製材工場・合板工場・チップ工場等に搬入される。 - 製材工場・合板工場等は搬入丸太を計測し、受入伝票 (Scale Ticket / Mill Receipt) として記録する。 - 私有林由来の未加工丸太については、公有地由来材と異なり輸出が認められている。このため、丸太輸出の場合には、伐採事業者または丸太集荷業者が丸太搬出伝票やインボイス等の書類を添えて港湾の集荷拠点に搬入し、その後、製材工場経由の場合と同様に、輸出事業者引き渡す。
6	輸出	輸出事業者が輸出手続を担い、インボイス (Invoice)、パッキングリスト (Packing List)、船荷証券 (Bill of Lading / Seaway Bill)、各種米国輸出申告書類を作成し、各担当機関に提出する。

(3) 森林施業報告・電子申請システム (Forest activity Electronic Reporting and Notification System: FERNS)

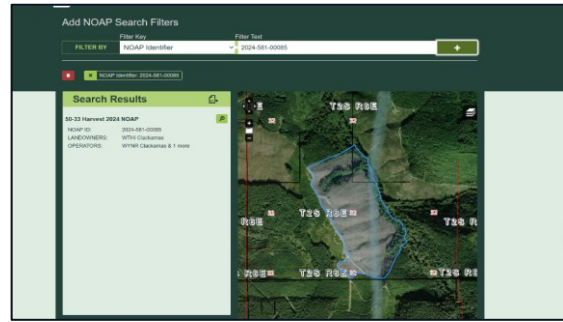
上述した私有林における施業申請の管理は FERNS において管理・運用されている。FERNS は同州の森林施業申請及び許可 (Notification of Operation / Permit: NOAP) の処理を効率化し、申請内容の透明性と公的レビューの促進を目的としている。

FERNS は次の役割を担う。第一に、申請処理の効率化である。申請書類の処理を体系化し、ODF 内部だけでなく関係機関や一般ユーザーによる確認・検証が可能である。第二に、情報共有と透明性の確保である。同システムは一般公開されており、申請内容を確認できる検索機能を提供している。申請 ID 番号や地域から申請された森林施業情報の検索が可能である。

⁸⁵ 州行政規則 OAR 629-605-0190



FERNs に登録された森林施業情報が地図上のポリゴンから確認できる



森林施業の個別情報

NOAP Summary

OPERATION NAME: Old Man TS - Mapleton MU - 2024 NOAP

SUBMIT DATE: 12-28-2023

NOAP ID: 2024-781-01359

LANDOWNER STATUS: The Landowner is not a Small Forestland Owner.

Apply for a permit to use fire or power-driven machinery (PDM) (ORS 477.625)

Notify the Departments of Forestry and Revenue of my intent to harvest timber (ORS 321.550)

Before you use fire, contact the local office of the Oregon Department of Forestry or Forest Protective Association to see if additional burn permit and/or Smoke Management Program regulations apply.

The Operator must report on all activities on this NOAP by December 31 of the NOAP's Activity year unless a continuation has been issued. Continued NOAPs must be reported by the end of the following year.

Oregon Department of Forestry Contact Information

ODF OFFICE: VENETA ODF DISTRICT: Western Lane ADDRESS: 87950 Territorial Hwy Veneta, Oregon, 97487 PHONE: (541) 997-8713	ODF FORESTER NAME: ODF 担当者情報 EMAIL:
--	---

*土地所有者、木材所有者、施業地図等の情報を確認できる

FERNs に登録された森林施業の概要
図 2-4 FERNs の操作画面（キャプチャー）

(4) 原材料情報（証明書等）に関する書類

原材料情報に該当すると考えられる伐採段階の書類については、オレゴン州では、前述のとおり州有林の木材売買契約（Timber Sale Contract）及び私有林の施業届（Notification of Operation）が該当し、ウェブサイト上で公開されている（表 2-11、表 2-12）。

表 2-11 木材売買契約（Timber Sale Contract）の概要及びその写し

概要	・ オレゴン州有林における立木の売買条件を定める、ODF と契約者との間の売買契約書。 ・ 契約書では州有林が契約者に売却されることが記載され、位置は別添資料 Exhibit A に示された Timber Sale Area／Project Location として地図上で特定される。 ・ 本契約に基づき実施される伐採・路網整備他作業の具体的な実施方法について、契約者が作業計画書として提出し、ODF が承認した作業計画書が別添資料 Exhibit B として本契約書の一部に組み込まれた上で公開される⁸⁶。
発行者	ODF
被発行者	契約者
発行方法	ODF と契約者双方の署名をもって契約が成立・発効。
樹種、伐採国の情報	樹種○、伐採国○
その他	・ 州有林は未加工丸太として米国外へ輸出することが原則禁止されている。 ・ 州が絶滅危惧種法（ESA）に基づく調査・保護義務を負っており、絶滅危惧種の発見等に応じて、契約者の作業に対する制限・一時停止・契約変更・終了を行うことがありうるものが規定。

⁸⁶ 公式ウェブサイト（URL 記載）の “Timber Sale Prospectuses（Sold Sales）” に PDF 形式で公開された契約書参照。

STATE OF OREGON



DEPARTMENT OF FORESTRY

County	BOF	CSL	Tax Codes

Oregon Department of Forestry
State Forests Division
2600 State Street, Building D
Salem, Oregon 97310

TIMBER SALE CONTRACT 木材売買契約書

SALE NAME: 販売名
CONTRACT NO: 契約番号
ODF DISTRICT: オレゴン州対象地区

SECTION 1000. Signatures of Contract Parties. This Contract (the "Contract") is by and between the STATE OF OREGON, acting by and through the State Forester on behalf of the DEPARTMENT OF FORESTRY ("STATE") and NEW PURCHASER ("PURCHASER"). The Contract shall be effective as of the latest date signed below. The parties do hereby agree as follows:

- (a) Signature of STATE means he/she is a duly Authorized Representative of the STATE and is authorized by STATE to make all representations, attestations, and certifications contained in this Contract and all addenda, if any, issued, and to execute this Contract document on behalf of STATE;
- (b) Signature of PURCHASER means he/she is a duly Authorized Representative of the PURCHASER, has been authorized by PURCHASER to make all representations, attestations, and certifications contained in this bid/proposal document and all addenda, if any, issued, and to execute this bid/proposal document on behalf of PURCHASER;
- (c) PURCHASER, acting through its Authorized Representative, has read, understands, and agrees to all Contract instructions, specifications, and terms and conditions contained in this Contract document (including all listed attachments and addenda, if any, issued);
- (d) PURCHASER is bound by and shall comply with all requirements, specifications, and terms and conditions contained in this Contract document (including all listed attachments and addenda, if any, issued);
- (e) PURCHASER shall furnish the designated item(s) and/or service(s) in accordance with the bid/proposal specifications and requirements, and shall comply in all respects with the terms of the resulting agreement upon award.

IN WITNESS WHEREOF, the State of Oregon hereby awards the Contract to the above Purchaser for the item(s) and/or service(s) contained in the Contract, including all terms, conditions, and specifications. The Parties have affixed their signatures as of the latest date indicated below.

STATE:
State of Oregon, acting by and through
DEPARTMENT OF FORESTRY
州行政官担当者名
Chief, State Forests Division

Date: 日付

PURCHASER:
NEW PURCHASER (SEAL)
By: 落札者署名
(Signature of Purchaser Authorized Representative)

Printed Name: 落札者名

As its: 会社名・役職

Date: 日付

表 2-12 森林施業申請（Notification of Operation / Permit to Use Fire or Power-Driven Machinery, NOAP）の概要及びその写し

概要	・ Oregon Forest Practices Act（州森林施業法：ORS 527.610–527.992）及び Forest Practices Rules（OAR 629-605-0100 ほか）に基づく。 ・ 伐採・更新・植生管理・路網設置等の森林施業の開始前に、通知を ODF へ提出することが義務付けられている。 ・ ODF の Web サイト上の FERNs を通じた電子申請が原則（例外として紙も一部許容）。 ・ 火気使用・重機使用等、特定作業がある場合には「Permit to Use Fire or Power-Driven Machinery（火気・重機使用許可）」の許可取得が必要であり、Notification of Operation と一体の様式 NOAP として FERNs で申請。
発行者	伐採及び造林をする者
被発行者	申請された森林を管轄する ODF 地域事務所
発行方法	施業開始の 15 日以上前に原則電子方式で ODF に通知。
樹種、伐採国の情報	樹種△（様式上入力項目がなく、任意記載）、伐採国○ （樹種は、様式上の「Operation Name」「Units / Activities / Operators」等の項目で記載事例有）
その他	・ FERNs は登録すれば申請内容の閲覧可能。地域や案件ごとに登録すると、ダッシュボード上で通知が表示され、進捗や森林管理官のコメントを確認可能。 ・ 申請書類に対して許可書類は発行されないが、申請審査上で問題がある場合は FERNs のコメント欄上で ODF 担当官から是正措置が求められる。違反通知や民事罰の情報は FERNs 上で公開。

施業届/火器・重機使用許可申請	
 NOTIFICATION OF OPERATIONS/PERMIT TO OPERATE POWER-DRIVEN MACHINERY (NOAP) 	
Notification Number:	申請番号 [REDACTED]
Operation Name:	申請名 [REDACTED]
This NOAP includes the following for the lands described in the NOAP:	
The notifier has given notice to the State Forester that an operation will be conducted. The Oregon Department of Forestry or local Forest Protective Association has issued a permit to use fire or operate power-driven machinery. The notifier has given notice to the State Forester and the Department of Revenue of the intent to harvest timber. The Operator must report on all activities on this NOAP by December 31 of the NOAP's Activity year unless a continuation has been issued. Continued NOAPs must be reported by the end of the following year.	
Person Submitting the NOAP:	申請者 [REDACTED]
Date NOAP Submitted:	May 13, 2025 申請日 [REDACTED]
Report Generated:	December 11, 2025
Landowner Status:	The Landowner is not a Small Forestland Owner
Notifier Comment 申請者コメント [REDACTED]	
Trees located in the RELZ that pose a safety risk may be cut	
Waiting Period	
You must wait at least 15 days after successful submittal of this NOAP before starting the activities in the NOAP (see OAR 629-605-0150(1)). You may ask the ODF Forester to waive this 15-day waiting period, <i>but you must wait the full 15 days unless the ODF Forester notifies you that you may start sooner.</i>	
Oregon Department of Forestry Contact Info [REDACTED] Phone: [REDACTED] ODF Forester: [REDACTED] Email: [REDACTED] 州行政官担当者情報 [REDACTED]	Operator's Fire Emergency Contact Contact Name: [REDACTED] Phone: [REDACTED] 申請者緊急連絡先 [REDACTED]
[REDACTED] 1 of 5	

(5) その他関連情報に関する書類

オレゴン州においては前述のように施業予定地が特定の環境条件に該当する場合、施業申請書と一緒に書面計画（Written Plan）を提出する必要がある。その概要については以下のとおりである（表 2-13）。

表 2-13 書面計画（Written Plan）の概要及びその写し

概要	・ Oregon Forest Practices Act（州森林施業法：ORS 527.610–527.992）のうち ORS 527.670(3) 及び、それに基づく Forest Practices Rules（OAR 629-605-0170）で規定。 ・ 特定の資源（魚類生息河川、湿地、野生生物サイト等）の近傍で森林施業を行う場合には、NOAP に加えて、ODF に提出することが義務付けられている書類。
発行者	伐採及び造林をする者
被発行者	申請された森林を管轄する ODF 地域事務所
発行方法	NOAP の添付書類として、施業開始の 15 日以上前に原則電子方式で ODF に通知
樹種、伐採国の情報	樹種△、伐採国○ ＊標準様式では樹種の記載は必須ではないが、州が保全対象として指定する重要な湿地等に該当する一部書面計画では、既存樹木について樹種・径級別の本数を記載する欄がある。
その他	・ 書面計画が添付された NOAP には公開コメント期間（14 日間）が設定され、一般市民や関係団体が書面または電子で ODF に意見提出可能。 ・ 申請者が NOAP を FERNS で入力する際、施業区画の位置・ユニット情報及び地図を登録することで、システム上「Stream within 100 feet of area」などの自動表示が出る。表示がある場合書面計画提出対象であることが分かる。 ・ 2024 年 1 月 1 日 ODF 発行の技術ガイダンスにより、適切な保全措置が確保される等の特定の条件下では書面計画の免除が可能になった。



Oregon Department of Forestry Written Plan Form

オレゴン森林局
書面計画

"STEWARDSHIP IN FORESTRY"

Save

Print

Reset All

A written plan specifically describes how a forest operation will be conducted to meet the minimum standards for resource protection prescribed by the forest practice rules. Include complete, detailed information about the operation to be conducted. While it is not necessary to use this form for a written plan, this form is cross-referenced with Forest Practices Notes #9, "Written Plans Guidance," to make writing a written plan easier. "Written Plans Guidance" contains checklists for each subsection in this form. Additionally, an Oregon Department of Forestry forest practices forester can answer questions about writing a written plan.

Please submit the completed Written Plan for Application of Chemicals as part of a Notification of Operations/ Application for Permits to Use Fire or Operate Power Driven Machinery on the Oregon Department of Forestry (ODF) E-Notification website at <https://ferns.odf.oregon.gov/e-notification> or to the stewardship forester at the ODF office in your area. A list of these offices are on the last page of this publication.

Landowner Name: 土地所有者名

Landowner Address: 土地所有者住所

Landowner Telephone Number(s): 土地所有者電話番号

Operator Name: 森林施業者名

Operator Address: 森林施業者住所

Operator Telephone Number(s):

Written Plan Submitted By (write in address and telephone numbers if different than above): 書面計画提出者（上記と異なる場合）

Notification Number: 森林施業届け出ID番号

Legal Description of Operation Location: 森林施業地の法的概況

Unit Name and/or Number: 林班名もしくは番号

書面計画は上図のように様式が公開されている（PDF 上に入力できる仕様）が、必要事項を満たせば記載方法は自由という運用となっている。同計画の様式の冒頭には以下の説明がある。

書面計画とは、森林施業規則で定められた資源保護の最低基準を満たすために、森林施

業を具体的にどのように実施するかを記載した文書である。実施予定の施業に関する完全かつ詳細な情報を含めること。この書式を使用する必要はないが、森林施業ノート第9号「書面計画作成ガイドランス」と相互参照されており、書面計画作成を容易にするものである。同ガイドランスには、本様式各項目に対応するチェックリストが掲載されている。また、ODFの各地域の担当官が書面計画作成に関する質問に対応する。

(6) 森林認証の状況

オレゴン州では、民間の森林認証制度として、Sustainable Forestry Initiative（以下、SFI）、American Tree Farm System（以下、ATFS）及び Forest Stewardship Council（以下、FSC）が運用されているほか、州法である森林施業法に基づく伐採木材を ASTM D7612（以下、「ASTM」という。）が定める「責任ある供給源（Responsible Source）」として位置づける仕組みが運用されている⁸⁷。

2024年時点で、同州の私有林のうち約203万ha（500万エーカー）（私有林の約46%）が、これらの森林認証制度またはステewardシップ協定等により持続可能な森林経営が第三者的に確認されている。私有林のうち森林認証を受けている部分に限ると、森林面積ベースではSFIが約80%、ATFSが約10～20%、FSCが3～4%程度を占めている⁸⁸。ASTMに該当する森林面積について公表資料は確認できないが、ステewardシップ協定については私有林で1%未満とされている⁸⁹。

森林認証制度に準じる位置づけとされているASTMの概要について以下に報告する。ASTM D7612は、木材原料を「合法（Legal）」「責任ある供給源（Responsible）」「認証（Certified）」の三区分に分類する国際規格であり、供給源の管理水準を表示するための枠組みを提供している。オレゴン州では、第三者機関PFS TECOにより、森林施業法（OFPA）とその執行体制が同規格の「Responsible Sources」要件を満たすと評価され、森林施業法適用林からの木材は同カテゴリーに指定されている⁹⁰。これにより、非認証材であってもASTM上は責任ある供給源として扱われ、市場や米国グリーンビルディング評議会（Leed）等の制度において参照可能な木材区分として位置付けられている⁹¹。

2.2.3. 持続可能性等に関する取組みの状況

オレゴン州では、森林管理に関し火災リスク軽減、水質・魚類生息地保全、小規模森林所有者支援、税制インセンティブ等の制度が併存している。森林の所有形態や規模、重点資源（水質、生息地、経済的持続性等）に応じて制度の適用に濃淡を付け、州のミッションであ

⁸⁷ <https://www.oregon.gov/ODF/Working/Pages/ResponsibleSource.aspx>

⁸⁸ https://oregonforestfacts.org/sites/default/files/2025-05/OFRI-ForestFacts2025_DIGITAL.pdf

⁸⁹ <https://www.oregon.gov/odf/board/bof/20250903-bof-item-b.pdf>

⁹⁰ <https://responsiblesource.com/wp-content/uploads/2021/10/PFS-ODF-Audit-Report-2020-Final.pdf>

⁹¹ <https://www.pefc.org/news/green-buildings-leed-credit-promotes-sustainable-forestry>

る「環境・経済・コミュニティの持続可能性の向上」⁹²と整合する形で運用されている。

(1) 20 カ年ランドスケープ・レジリエンス戦略 (20-Year Landscape Resiliency Strategy)

ODF は、森林・草地の健全性と山火事リスク低減を目的とし、20 カ年ランドスケープ・レジリエンス戦略を策定している (2022 年策定、2042 年までの 20 年間)。対象は州内の高危険度地域約 525 万 ha (約 1,300 万エーカー) で、間伐、可燃物除去、計画的火入れ、外来種の除去、火災後の森林再生などを組み合わせ、ランドスケープでレジリエンスを高めることを目指す。優先地域 (Priority Landscapes) は、森林・草地の健全性、森林と市街地の接点 (Wildland-Urban Interface) などにもとづき選定される⁹³。

戦略の実施には、上院法 Senate Bill 762 (2021) により創設されたランドスケープ・レジリエンス・プログラム (Landscape Resiliency Program : LRP) が活用され、2022 年には 2,000 万ドル (約 30 億円) が 9 件の事業に助成された。ODF は 2021 年以降、州・連邦資金を合わせて 4,000 万ドル超 (約 60 億円) を投じ、2024 年には 10 万エーカー (約 4 万 ha) で施業を実施しており、州・連邦・地域主体による協働の下で進められている⁹⁴。

(2) 西オレゴン州有林生息地保全計画 (Western Oregon State Forests Habitat Conservation Plan : HCP)

ODF は、州有林における絶滅危惧種法 (Endangered Species Act: ESA) の遵守と、森林管理の長期的安定性を確保する必要から、カスケード山脈以西の州有林約 26 万 ha (約 64 万エーカー) を対象とし、70 年間にわたり生息地保全と木材生産の両立を図る枠組みとして HCP の策定を進めている。

ODF は、本計画を実施するために必要な許可 (Incidental Take Permit : ITP) を取得するべく、米国海洋大気庁・国立海洋水産局 (National Marine Fisheries Service) 及び米国魚類野生生物局 (U.S. Fish and Wildlife Service) に申請しており、この許可が取得できれば州有林での伐採、再造林、林道管理等の施業に本計画を適用可能になる⁹⁵。本計画の最終確定と ITP 取得については、2027 年末までと予定されている。本計画の策定に際しては、ODF、連邦機関、州機関、大学等からなる委員会が、政策面・技術面の検討を行っている⁹⁶。

(3) 小規模森林水域生息地投資プログラム (Small Forestland Investment in Stream Habitat: SFISH)

SFISH は、2024 年に施行された小規模森林所有者向けの助成制度であり、魚類生息環

⁹² <https://www.oregon.gov/ODF/AboutODF/Pages/default.aspx>

⁹³ Oregon Department of Forestry, “Oregon’s 20-Year Landscape Resiliency Strategy”

⁹⁴ <https://resilient.uoregon.edu/ewp/landscape-resiliency>

⁹⁵ <https://www.oregon.gov/odf/aboutodf/pages/hcp-initiative.aspx>

⁹⁶ <https://www.oregon.gov/odf/working/documents/habitat-conservation-plan.pdf>

境（水域生息地）の改善と林道に起因する自然資源リスクの低減を目的としている。助成率は最大 100% で、老朽化したカルバート（通水管）、廃道、通過障害（fish passage barrier）の除去・改善など、魚類の遡上・移動に影響する構造物の改良が対象となる。SFISH は ODF が管轄し、州魚類野生生物局（Oregon Department of Fish and Wildlife : ODFW）と連携して運用される⁹⁷。

2024 年には 20 件のプロジェクトに対し 500 万ドル超（約 7.5 億円）が助成され、約 119km（約 74 マイル）以上の水域生息地域の回復と 37 基のカルバートの更新・撤去が行われたと報告されている⁹⁸。

(4) 森林保全税額控除制度（Forest Conservation Tax Credit）

森林保全税額控除制度は、SFISH 同様 2024 年に施行された税制優遇制度であり、小規模森林所有者が溪流沿いの森林を溪畔管理区域（RMA）のうち森林保全区域で 50 年間伐採を行わないことを同意した場合に、当該区域の価値減少分を州所得税等から控除する仕組みである⁹⁹。この制度は、ODF と Oregon Department of Revenue（ODR）が共同で運用し、森林保全措置によって生じる経済的損失の一部を補填することを目的としている¹⁰⁰。

制度文書では標準的な金額例は提示されておらず、土地条件や樹種構成、市場価格が所有地ごとに異なるため、控除額は個別評価に基づいて算定される仕組みとなっている¹⁰¹。

これまでは制度的な枠組みに関する最近の動向について報告したが、以下に持続可能な木材調達にかかる取組として、オレゴン州における特徴的な事例を報告する。

(5) ポートランド国際空港（PDX）新ターミナル建設にあたっての木材調達

ポートランド国際空港（PDX）では 2024 年 8 月に新メインターミナルが供用開始となり、約 3.6ha（9 エーカー）の木造屋根を備えた世界最大級のマスティンバー空港ターミナルが完成した。改修に用いた木材は約 8,700m³（約 370 万ボードフィート）で、主に屋根・天井格子・内装材に活用されている¹⁰²。

港湾局（Port of Portland）は「Forest to Frame」を掲げ、木材の調達先を森林まで追跡できることと地域材の活用を重視し、使用材はすべて空港から半径約 480km（300 マイル）以内のオレゴン州・ワシントン州産とした。屋根構造のマスティンバーだけでも約 7,800～8,300m³（約 330～350 万ボードフィート）に達する¹⁰³。

設計は ZGF Architects LLP が担当し、地元材の活用や環境配慮型設計を中心テーマとし

⁹⁷ <https://www.oregon.gov/odf/Pages/sfish-program.aspx>

⁹⁸ <https://www.oregon.gov/odf/aboutodf/Documents/2023-24-odf-sfish-report.pdf>

⁹⁹ <https://www.oregon.gov/odf/pages/fctc-program.aspx>

¹⁰⁰ <https://www.oregon.gov/odf/working/pages/sfo.aspx>

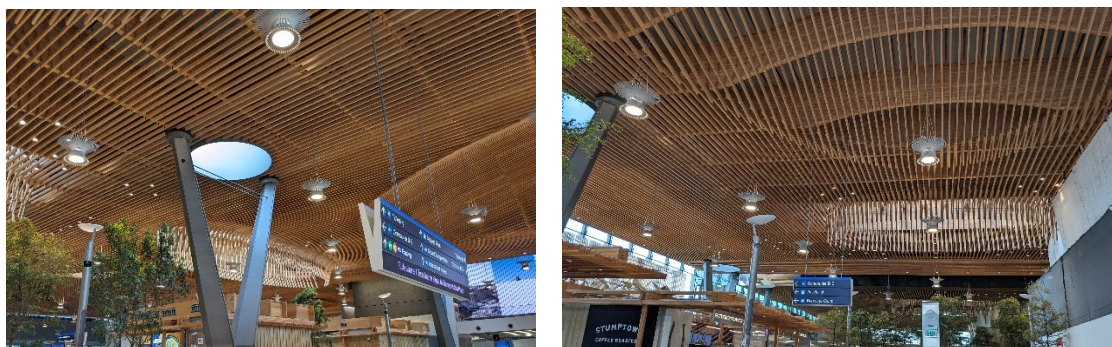
¹⁰¹ <https://www.oregon.gov/odf/programs/determining-stumpage-value.pdf>

¹⁰² <https://www.zgf.com/ideas/6925-portland-international-airport-main-terminal-opens-to-travelers>

¹⁰³ <https://www.kpff.com/project/portland-international-airport-pdx-terminal-core-redevelopment/>

た。木材調達には Sustainable Northwest Wood が担い、6 年以上の協議を経て、使用材の 72% が FSC 認証材とされています。

供給源には先住民部族林のほか、小規模家族林、大学演習林、NPO 所有林等が含まれ、地域社会への経済還元も意図されている¹⁰⁴。さらに、山火事被災地のサルベージ材や都市部の倒木由来のオレゴンホワイトオークを内装材として再利用するなど、災害木・リサイクル材の活用も行った¹⁰⁵。ターミナル内には「Where's the Wood From?」の案内板が設置され、木材の産地と使用箇所を示すことで空港利用者への教育効果も狙っている¹⁰⁶。



出典：受託者撮影

図 2-5 ポートランド国際空港の様子

¹⁰⁴ <https://www.futureforestsnorthwest.org/pdx-next>

¹⁰⁵ <https://www.snwood.com/The-New-PDX-the-journey-for-Sustainable-Northwest-Wood>

¹⁰⁶ <https://www.pdxnext.com/Stories/Details/wood-maps-and-markers>

2.3. ワシントン州

ワシントン州の概要については、過年度の事業報告書「令和元年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち海外情報収集事業¹⁰⁷⁾」に整理されている。本節では、同報告書以降の新しい情報を中心に整理する。

2.3.1. 森林及び林業・木材産業の概要

ワシントン州は、米国北西部に位置し、東西を分けるカスケード山脈から西の温暖な海岸域と、内陸部の乾燥した森林地域の両方を含む多様な森林資源を有している。その森林面積は約 930 万ヘクタール（約 2,298 万エーカー）で、うち約 47 %が作業林（Working Forest）として管理されており、再植林や間伐、下刈りを継続的に行うことで持続的利用が図られている。残りの 53 %は採取制限区域（Restricted Forest）として保護されている¹⁰⁸⁾。森林所有者別の面積割合では、連邦林が 44%、州有林が 14%、私有林が 42%となっている（表 2-14）。

表 2-14 ワシントン州の所有者別の森林面積の割合

連邦林	州有林	私有林
44%	14%	42%

注：構成比は四捨五入により算出しているため、合計が 100%と一致しない。

（出典：USFS (2025) Forest Inventory and Analysis One-Click Snapshot）

2024 年の針葉樹生産量は約 944 万 m³（約 40 億ボードフィート）であり、規模としては全米第 2 位を誇る¹⁰⁹⁾。木材産業は雇用総数が約 102,300 人、賃金総額 56 億ドル、税負担額 301 百万ドルと、州全体の製造業に占める比重は約 11%あり、重要な産業セクターである¹¹⁰⁾。

ワシントン州の木材生産は、私有林、州有林、部族林、連邦林等の複数の所有区分から供給されている。USFS（Pacific Northwest Research Station）の報告によれば、2020 年のワシントン州における伐採量の内訳は、私有林・部族林が 73%、州有林が 21%、連邦林が 5%、その他の公有林（Other public lands）が 1%であった¹¹¹⁾。以上より、州内の木材供給は民間・部族林が中心である。州有林も一定規模を維持する一方、連邦林の供給割合は相対的に小さい。

¹⁰⁷⁾ 林野庁（2020）「令和元年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち海外情報収集事業」報告書

¹⁰⁸⁾ Washington Forest Protection Association (WFPA). Forest Statistics, 2023. <https://www.wfpa.org/climate-change-solutions/forest-statistics/>

¹⁰⁹⁾ <https://oregonforestfacts.org/#harvest-production>

¹¹⁰⁾ Washington Forest Protection Association. <https://www.wfpa.org/climate-change-solutions/forest-statistics/>

¹¹¹⁾ Samuel G.S. et al. 2025. Washington's forest products industry and timber harvest, 2020. Gen. Tech. Rep. PNW-GTR-1032. Portland, OR: U.S. Department of Agriculture, Forest Service, Pacific Northwest Research Station. 21 p. <https://doi.org/10.2737/pnw-gtr-1032>.

2.3.2. 関連法令及び運用等

(1) 法令等の概要及び運用状況¹¹²

1) ワシントン州における木材流通

ワシントン州では、州有林・私有林を問わず、伐採等の森林施業は州法（Forest Practices Act: FPA）及び施行規則（Forest Practices Rules: FPR）に基づく申請・審査を経て実施される。また州有林の木材販売は、州法上の信託地管理（Trust land management）の枠組みの下で、州機関である天然資源局（Department of Natural Resources: DNR）が入札・契約を通じて実施する。本項では、木材流通の各段階において必要となる書類・証明書を中心に整理する。

州有林における木材流通は表 2-15 のとおり¹¹³。

表 2-15 ワシントン州の州有林からの木材流通

工程		概要
1	入札準備と販売資料	- ワシントン州の州有林材は、DNR が管理する信託地（trust lands）等から供給される。 - DNR は木材販売案件ごとに入札資料（Timber Auction Packet）を作成し、公告・地図・仕様書・契約条件等を公開する¹¹⁴。販売通知（Timber Notice of Sale）により入札が広告され、入札資料一式（Timber Auction Packet）により詳細が公開される。
2	入札と契約締結	- DNR は公開入札（対面及びオンライン）により落札者を決定し、落札者と木材売買契約（Timber Sale Contract）を締結する。 - 契約書は案件ごとに条件が設定され、落札者は契約条件に従い伐採・搬出を実施する。 - DNR は入札者向けに入札方法¹¹⁵を公開している。
3	伐採前の行政手続き ¹¹⁶	州有林であっても伐採等の森林施業を行う場合、林業施業法（Forest Practice Act）に基づき 森林施業申請（Forest Practices Application/Notification、FPA/N） 及び施業地図（Forest Practice Activity Map）を提出する必要がある。申請

¹¹² 本節の内容は <https://dnr.wa.gov/forest-regulation/forest-practices-application-review-system-fpars> より引用

¹¹³ ワシントン州改訂法典 RCW 79.10

¹¹⁴ <https://dnr.wa.gov/product-sales-and-leasing/timber-sales/timber-auction-packets>

¹¹⁵ <https://dnr.wa.gov/product-sales-and-leasing/timber-sales/timber-auction-packets/timber-auction-bidding-procedures-forms>

¹¹⁶ 森林施業法 RCW 76.09

¹¹⁷ 森林施業規則 WAC Title 222

		は DNR が審査し、承認・条件付承認等を行う。 提出された FPA/N は審査され、申請情報は後述する森林施業申請レビューシステム（Forest Practices Application Review System: FPARS）を通じて検索・公開される。これにより、申請状況の透明性が確保される。
4	伐採・搬出	伐採・搬出段階では、1 車両ごとの搬出情報を記録する搬出伝票（Log Load Ticked. Truck Ticket）や、工場受入時の計測伝票（Scale Ticket, Mill Receipt）が作成される。これらは行政の統一様式ではなく、契約条件・事業者管理・工場管理の一環として運用される。
5	加工・輸出	輸出する場合は、輸出者がインボイス（Invoice）、パッキングリスト（Packing List）、船荷証券等（Bill of Lading/Seaway Bill）を作成し、必要に応じて植物検疫証明（Phytosanitary Certification）や CITES 許可等の対応を行う。

私有林における木材流通は表 2-16 のように行われる^{118, 119}。

表 2-16 ワシントン州の私有林からの木材流通

工程		概要
1	木材売買契約（民間契約）	- 私有林では、一般的に土地所有者と伐採業者／購入者の間で民間の売買契約（Timber Sale Contract）を締結する。 - 州が契約書の統一様式を強制する制度にはなっていない。
2	伐採前の行政手続	- 伐採等を行う場合は州有林と同様に FPA/N が必要である。提出先は州有林と同様に DNR である。 - 提出後は FPERS を通じて申請プロセスが公開される。
3	搬出・加工・輸出	私有林材も前述した州有林からの木材同様に、搬出伝票、工場受入伝票、輸出関連書類を用いて流通する。輸出時の書類は州有林における同工程同様に連邦制度に基づく。

ワシントン州の未加工の丸太輸出規制では、州有林などの輸出規制対象材が、直接的または間接的に輸出に回ることを防ぐため、代替利用（Substitution）禁止の考え方が採用さ

¹¹⁸ 森林施業法 RCW 76.09

¹¹⁹ 森林施業規則 WAC Title 222

れている。代替利用（Substitution）とは、輸出規制材を国内向けに使用することで、本来国内で消費されるべき他の丸太を輸出に振り替える行為を指し、未加工の丸太材が実質的に輸出されたのと同等の効果を生じさせることから禁止されている¹²⁰。

この代替利用禁止にはいくつかの例外が設けられている。まず、広葉樹及びベイスギ（Western Red Cedar）については、代替利用禁止は適用されない。また、一定の過渡的措置として、1991年に購入された伐採販売については、（広葉樹及びベイスギを除き）販売量の最大 33%を、原則として購入資格を有しない者へ販売することを認め、ただし当該材は国内の加工施設で処理されることを条件としている。この割合は 1992 年に 20%、1993 年以降は 10%へ段階的に引き下げられた。

さらに、地域条件による例外として、Ferry 郡またはコロンビア川以東に一部または全部が位置する郡に由来する輸出規制材については、当該地域において私有林材を輸出、または輸出目的で販売していない者に限り、代替利用禁止に抵触せず購入することができる。加えて、丸太を国内の加工施設においてチップ・パルプ（またはパルプ製品）用途に転換する場合には、丸太の規模（gross scale）にかかわらず、代替利用禁止は適用されない。

また、連邦政府により米国内の製造需要に対して余剰材（surplus）と認定された丸太については、本規制の対象外とされている。なお、私有林で生産・伐採された未加工丸太の輸出は規制されていない。

1) 森林施業申請レビューシステム

上述した州有林及び私有林における施業申請の管理は森林施業申請レビューシステム（Forest Practices Application Review System: FPERS）において管理・運用されている。FPERS は同州の森林施業申請及び届け（Forest Practices Application and Notification: FPA/N）の処理を効率化し、申請内容の透明性と公的レビューの促進を目的としている。

FPERS は次の役割を担う。第一に、申請処理の効率化である。申請書類の処理を体系化し、DNR 内部だけでなく関係機関や一般ユーザーによる確認・検証が可能である。第二に、情報共有と透明性の確保である。同システムは一般公開されており、申請内容を確認できる検索機能を提供している。申請 ID 番号や地域からデータの検索が可能である。FPERS を補完し地図上から施業地を検索できる森林施業申請地図ツール（Forest Practices Application Mapping Tool: FPAMT）を公開している。地図上の任意の場所にある施業地から施業 ID、申請書 PDF、面積、施業の有効期間等の申請情報を抽出することができる。

¹²⁰ 行政規則 WAC 240-15-015

図 2-6 森林施業申請レビューシステム（FPERS）の検索画面

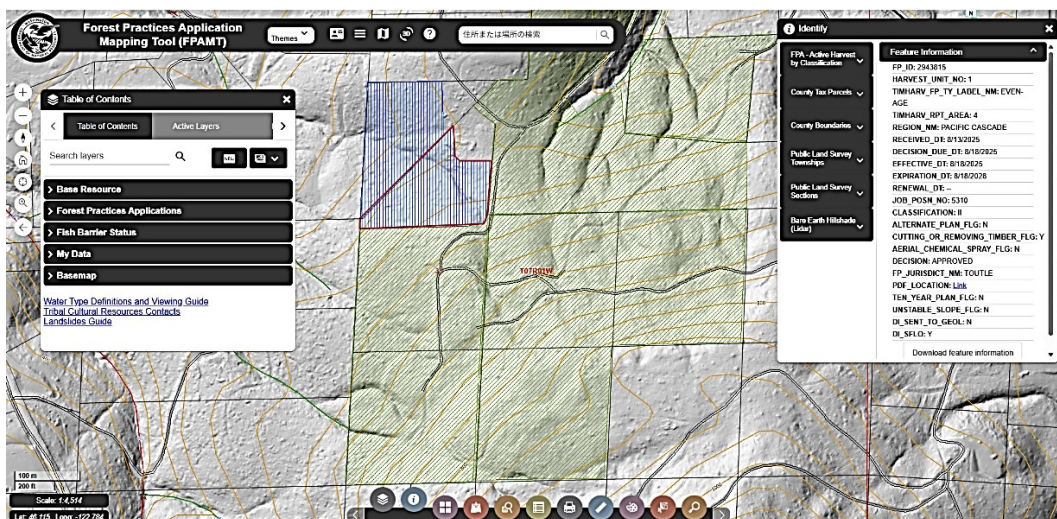


図 2-7 森林施業申請地図ツール（FPAMT）の検索画面

なお、同システムは 2026 年 4 月に fpOnline として改訂が予定されている¹²¹。現行の FPERS は、紙ベースの FPA/N を DNR に提出する必要があるが、fpOnline は FPA/N の電子的な記入、作成、地図の添付、署名、そして手数料の支払い含めオンライン上で実行可能なシステムになるとされている¹²²。

(2) 原材料情報（証明書等）に関する書類

ワシントン州では、州有林の木材売買契約（Timber Sale Contract）（表 2-17）及び私有

¹²¹ https://dnr.wa.gov/sites/default/files/2025-10/fp_online_timeline_letter.pdf

¹²² <https://dnr.wa.gov/forest-regulation/fponline>

林の森林施業申請/届け出及びその決定通知（Forest Practice Application/Notice 及び Notice of Decision）（表 2-18）が原材料情報に該当し公開されている。

1) 木材製品の売買証書及び契約（Bill of Sale and Contract for Forest Products）

州有林の施業は DNR が管轄し、木材の販売は公開入札方式で実施される。木材売買の収益は、信託受益者（例：公立学校）の収入創出と、持続可能な森林管理を両立させる政策に基づく¹²³。立木販売は月例の公開競売として実施され、落札者は Forest Practices Act の遵守義務を負う¹²⁴。

表 2-17 木材製品の売買証書及び契約（Bill of Sale and Contract for Forest Products）
の概要及びその写し

概要	・ 林業施業法（Forest Practices Act, Chapter 76.09 RCW）に基づき、DNR が州有林の立木を販売する際の契約書。 ・ 契約は、落札者（Purchaser）に対して指定区域内の木材を伐採・搬出する権利を付与するとともに、施業条件・価格・期間・環境条件・契約責務を定める。
発行者	Department of Natural Resources
被発行者	入札の落札者
発行方法	一般入札の落札後に締結。標準的な契約確認期間として 10 日間が適用される。
樹種、伐採国の情報	樹種○、伐採国○
その他	・ WAC 240-15-015 に基づき未加工丸太は原則輸出禁止となっている

¹²³ <https://dnr.wa.gov/product-sales-and-leasing/timber-sales>

¹²⁴ <https://dnr.wa.gov/about-washington-dnr/dnr-and-washington-forestry>

STATE OF WASHINGTON
DEPARTMENT OF NATURAL RESOURCES

木材製品の売買証書及び契約

BILL OF SALE AND CONTRACT FOR
FOREST PRODUCTS

Export Restricted Lump Sum AGREEMENT NO. [REDACTED]

SALE NAME: MALADJUSTED

THE STATE OF WASHINGTON DEPARTMENT OF NATURAL
RESOURCES, HEREINAFTER ACTING SOLELY, IN ITS PROPRIETARY
CAPACITY, STATE, AND PURCHASER, AGREE AS FOLLOWS:

Section G: General Terms

G-001 Definitions

The following definitions apply throughout this contract;

Bill of Sale and Contract for Forest Products: Contract between the Purchaser and the State, which sets forth the procedures and obligations of the Purchaser in exchange for the right to remove forest products from the sale area. The Bill of Sale and Contract for Forest Products may include a Road Plan for any road construction or reconstruction, where applicable.

Contract Administrator: Region Manager's designee responsible for assuring that the contractual obligations of the Purchaser are met.

Forest Product: Any material derived from the forest for commercial use.

Purchaser: The company or individual that has entered into a Bill of Sale and Contract for Forest Products with the State for the right to harvest and remove forest products from the timber sale area.

表 2-18 森林施業申請/届け出及びその決定通知（FPA/N 及び Notice of Decision）
の概要及びその写し

概要	・ 林業施業法（Forest Practices Act, RCW Chapter 76.09）及び林業施業規則（Forest Practices Rules, Title 222 WAC）に基づき森林施業に該当する活動を行う際に必要となる申請・届出制度に基づく書類。 ・ DNR が申請内容を審査し、承認・条件付承認・不承認を決定する。申請書類には地図（Activity Map）などが添付される。
発行者	Department of Natural Resources
被発行者	林業事業体、土地所有者
発行方法	FPA/N 及び施業地の地図を添付したものを DNR に書面で提出。DNR は受理後 30 日以内に申請について承認、条件付き承認、不承認の決定を行う。なお 2026 年 4 月から fpOnline の利用開始により、オンラインベースで申請から手数料の支払いまで実施できるようになる予定。
樹種、伐採国の情報	樹種×、伐採国○
その他	・ 森林施業全般（林道、橋・カルバート工事、河川工事等、大規模化学物質散布等）に適用。 ・ 申請内容は FPARS で検索・公開されレビューが可能

■ 森林施業申請/届け：

	森林施業申請 /届け	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">For DNR Region Office Use Only</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">FPA/N #:</td> <td style="width: 50%;">[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>Region:</td> <td>[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td>Received Date:</td> <td>[REDACTED]</td> </tr> </table>	For DNR Region Office Use Only		FPA/N #:	[REDACTED]	Region:	[REDACTED]	Received Date:	[REDACTED]
For DNR Region Office Use Only										
FPA/N #:	[REDACTED]									
Region:	[REDACTED]									
Received Date:	[REDACTED]									
Forest Practices Application/Notification Western Washington		Project Name: [REDACTED] 								
PLEASE USE THE <u>INSTRUCTIONS</u> TO COMPLETE THIS APPLICATION.										
1. Landowner, Timber Owner and Operator										
Legal Name of LANDOWNER 	Legal Name of TIMBER OWNER ☒ Same as Landowner	Legal Name of OPERATOR ☒ Same as Landowner								
Mailing Address: [REDACTED]	Mailing Address:	Mailing Address:								
City, State, Zip: [REDACTED]	City, State, Zip:	City, State, Zip:								
Phone: [REDACTED]	Phone:	Phone:								
Email: [REDACTED]	Email:	Email:								
2. Contact Person										
Contact Person: Audrey Mainwaring		Phone: [REDACTED] Email: [REDACTED]								
3. Are you converting the land to non-forestry use within 3 years of harvest? ☒ No ☐ Yes If yes, include your SEPA checklist and SEPA determination (if applicable) and county clearing and grading permit (if applicable).										
4. a. If you are harvesting timber, enter the Forest Tax Number of the Timber Owner: <i>Contact the Department of Revenue at 1-800-548-8829 for tax reporting information or to obtain a number.</i>										
b. Are you eligible for EARR Tax Credit? ☐ No ☒ Yes										
5. Are you a small forest landowner per RCW 76.09.450? See instructions ☒ No ☐ Yes If yes, Check all that apply. If no, skip to Question 6. ☐ My entire proposed harvest area is on a single contiguous ownership consisting of one or more parcels.										
10/1/2018	Page 1 of 9	Western Washington								

■ 森林施業申請/届け決定通知：



Forest Practices Application/Notification
Notice of Decision

森林施業申請/届け決定通知

Decision

☒ **Notification** Operations shall not begin before the effective date.

☒ **Approved** This Forest Practices Application is subject to the conditions listed below.

☐ **Disapproved** This Forest Practices Application is disapproved for the reasons listed below.

☐ **Closed** Applicant has withdrawn approved FPA/N

FPA/N No: _____

Effective Date: _____

Expiration Date: _____

Shut Down Zone: _____

EARR Tax Credit: ☒ Eligible ☐ Non-eligible

Reference: _____

FPA/N Classification

☐ Class II ☒ Class III ☐ Class IVG ☐ Class IVS

Number of Years Granted on Multi-Year Request

☐ 4 yrs ☐ 5 yrs

Conditions on Approval / Reasons for Disapproval

Issued By: _____

Region: _____

Title: _____

Date: _____

Copies to: ☒ Landowner, Timber Owner and Operator.

Issued in person: ☒ Landowner ☒ Timber Owner ☒ Operator By: _____

Washington State Department of Natural Resources • Notice of Decision • August 5, 2013

Page 1 of 2

(3) 森林認証の状況

ワシントン州における森林認証は、SFI 認証が約 3.3 百万 ha（約 819 万エーカー）と最も多く、ATFS（American Tree Farm System）が約 16.5 万 ha（約 41 万エーカー）、FSC が約 17 万 ha（約 42 万エーカー）、SFI と FSC のデュアル認証が約 7.1 万 ha（約 17.6 万エーカー）

カー) であり、同州の森林面積の約 74%に及ぶ¹²⁵。なお、この数値は連邦林以外の集計であり、私有林に加えて州・地方公有林や部族林を含む点に留意が必要である。連邦林は 2005 年に森林認証を追及しない方針を示しており、現在も継続されている¹²⁶。

DNR によって管理されるワシントン州の州有林は、管理下にある林地全域について、2022 年に SFI (Sustainable Forestry Initiative) の森林管理認証を取得している¹²⁷。このうち約 71,200 ha (約 176,000 エーカー) は FSC の認証も取得している¹²⁸。一方、私有林及び部族林は SFI、FSC、そして、ATFS (American Tree Farm System) といった認証の取得が行われている。現地調査時のヒアリングにおいては、社有林全域で森林認証を取得している企業も確認した。

2.3.3. 持続可能性等に関する取組みの状況

(1) 持続的伐採可能量 (Sustainable Harvest Level) の算定と統制

DNR は、州有林において「持続的伐採可能量 (Sustainable Harvest Level)」を設定し、長期的に森林資源が維持される水準で木材生産を行う管理を実施している。この制度は、州法 RCW 79.10.310 で定義される持続的収穫 (Sustainable yield) に基づき、RCW 79.10.320 により、DNR が一定期間 (通常 10 年間) を対象に伐採可能量を科学的に算定し、天然資源委員会 (Board of Natural Resources) の承認を得ることを義務付けている¹²⁹。算定にあたっては、森林資源量、成長量、生態系保全、社会的要請などを総合的に考慮し、短期的な収益最大化ではなく、将来世代への森林資源の継承を重視した管理が行われている^{130, 131}。

(2) 州有林における生息地保全計画¹³²

DNR は、州有林での森林施業と希少種保全を両立させるため、連邦絶滅危惧種法 (Endangered Species Act: ESA) に基づく生息域保全計画 (Habitat Conservation Plan: HCP) を策定・運用している。州有林の HCP は、マダラフクロウやサケ類など保護対象種の生息地を長期的に維持・回復することを目的とし、施業制限区域の設定、河畔林帯の保全、成熟林・老齢林の配置計画などを組み込んだ「生態系ベースの森林管理」を特徴とする。この HCP により、DNR は木材生産を継続しながら、法令遵守と生物多様性保全の両立を図っており、州有林管理の持続可能性を制度的に担保している。

¹²⁵ https://southernforests.org/wp-content/uploads/2023/03/2021-SGSF-Forest-Certification-Report_Final.pdf

¹²⁶ https://www.congress.gov/crs_external_products/R/PDF/R41992/R41992.7.pdf?

¹²⁷ <https://dnr.wa.gov/product-sales-and-leasing/timber-sales/forest-certification>

¹²⁸ https://dnr.wa.gov/sites/default/files/2025-03/lm_fsc_2021_summary_report.pdf

¹²⁹ <https://dnr.wa.gov/forest-resources/sustainable-harvest-calculation>

¹³⁰ https://dnr.wa.gov/sites/default/files/2025-06/em_bc_bnr_shscoperpt_04022024.pdf

¹³¹ https://dnr.wa.gov/sites/default/files/2025-09/em_bc_bnr_eshcinfosheet_10072025.pdf

¹³² 本節の内容は <https://dnr.wa.gov/forest-resources/habitat-conservation-state-trust-lands> から引用

(3) 民間伐採業者・森林所有者による再造林と認証制度への対応

私有林においても森林施業法（Forest Practices Act: FPA）に基づき、伐採後の再造林が義務付けられている¹³³。RCW 76.09.070 に基づき、原則として伐採後 3 年以内に更新を完了する必要がある、州内の森林所有者は年間平均約 5,200 万本の苗木を植栽している。さらに、多くの伐採業者や森林企業は SFI などの森林認証制度を取得し、法令遵守に加えて自主的な環境配慮や社会的責任の強化を進めている¹³⁴。これらの取組みにより、民間主体による木材生産においても、長期的な森林資源の維持と市場からの信頼確保が図られている。

¹³³ <https://www.wfpa.org/forest-management-2/reforestation/>

¹³⁴ <https://www.wasfi.org/>

2.4. ミシシッピ州

ミシシッピ州は今年度に初めて調査を実施する州である。調査報告は次のとおりである。

2.4.1. 森林・木材産業の概要

(1) 木材産業の概要

ミシシッピ州の林業（木材産業）は州経済の基幹部門の一つである。経済規模は年間 2 兆 4,264 億円（約 154 億ドル）に達し、州内雇用者数は 68,000 人以上に上る¹³⁵。州の約 63%にあたる約 780 万 ha（1,930 万エーカー）が森林で、うち連邦林は約 9%、州有林は約 3%、そして約 89%は私有地で占められている¹³⁶（表 2-19）。

表 2-19 ミシシッピ州の所有者別の森林面積の割合

連邦林	州有林	私有林
9%	3%	89%

注：構成比は四捨五入により算出しているため、合計が 100%と一致しない。

（出典：USFS (2025) Forest Inventory and Analysis One-Click Snapshot）

豊富な森林資源に支えられた林産業は、州内総製造業 GDP の約 14.9%を占める最大級の製造業分野であり、農業・林業分野でも木材は家畜に次ぐ第 2 位の主要物品となっている。ミシシッピ州は 100 を超える製材所・合板工場・製紙工場等の木材加工施設が州内に点在する¹³⁸。製材用丸太、パルプ用材、合板用単板など用途別の原木生産量が豊富で、加工工場では電柱、敷板、製材品、合板、パレット、木質ペレットなど多様な製品が製造されている。高度な製材設備と持続可能な森林経営に取り組む伐採従事者により、州の林産業は安定した供給体制と高付加価値化を実現している¹³⁹。

(2) 木材流通・貿易の特徴¹⁴⁰

ミシシッピ州は国内需要に加えて輸出市場にも木材製品を供給している。2023 年には州の林産物輸出額は合計約 1,733 億円（約 11 億ドル）に達した。輸出品目には製材品、パルプ・紙製品、家具、木質燃料などが含まれ、特に「木材製品（木材そのものや一次加工品）」分野では日本が 2023 年の主要な輸出相手国となり輸出額約 110 億円（約 6,970 万ドル）を占めたほか、メキシコやドミニカ共和国、カナダ、英国なども有力な輸出先とな

¹³⁵ <https://www.mfc.ms.gov/annual-report/fiscal-year-2024-annual-report/>

¹³⁶ <https://timber.mdac.ms.gov/>

¹³⁷ https://www.srs.fs.usda.gov/pubs/ru/ru_fs478.pdf

¹³⁸ <https://extension.msstate.edu/news/crop-report/2025/price-swings-have-little-effect-timber-industry-momentum>

¹³⁹ <https://timber.mdac.ms.gov/>

¹⁴⁰ 本節の内容は①<https://www.fwrc.msstate.edu/pubs/FairTrade-FO474.pdf> 及び②<https://msfb.org/highlighting-mississippi-products-on-the-world-stage/> から引用

っている。紙・パルプ製品はメキシコや中国、家具はカナダ向けが多く、国別・製品別に見ると輸出先は多岐にわたる。木質ペレットなどエネルギー用途の森林資源も欧州向けに出荷されており、例えば 2023 年には欧州の需要増によりミシシッピ州からオランダへの木質ペレット輸出量が前年より 6 倍以上に急増した。一方、ミシシッピ州は伝統的に木材製品の純輸出地域であり、輸入額は輸出額を大きく下回る。州が海外から輸入する木材関連製品は主に家具や製紙原料などで、輸入額ではブラジル・中国・ベトナム等からの家具が最大となっている。総じて、州の木材産業は国内市場向けのみならず国際向けに成立しており、特に主要輸出品であるサザンイエローパイン（Southern Yellow Pine）材を中心に海外市場と強く結びついている。

2.4.2. 関係機関の概要

ミシシッピ州における木材及び木材製品に関係する機関を表 2-20 にまとめた。この中のミシシッピ州林業委員会（Mississippi Forestry Commission: MFC）は、ミシシッピ州の森林資源を保全・管理し、林業の健全な発展を支える州政府機関である¹⁴¹。主な役割は、①森林火災の予防・消火、②病虫害・外来種対策、③森林再生支援である。また、私有林所有者への技術助言や苗木提供、森林管理計画支援を通じて、森林の長期的な健全性確保を担っているが、大学や研究機関、業界団体と連携し、森林に関する教育・普及活動を実施することで、州全体の森林管理水準の向上を図っている。

さらに MFC は、州内の木材生産と伐採活動が適正に行われるよう制度的・技術的な枠組みを提供している。ミシシッピ州では包括的な伐採許可制度は設けられていないが、MFC は森林施業における最適管理手法（Best Management Practices: BMP）を策定・普及し、水質保全や土壌保護に配慮した伐採の実施を促している。また、伐採現場のモニタリングや BMP 遵守状況の調査を通じて、林業活動の改善を図る。加えて、伐採業者や森林所有者への研修・指導を行い、木材生産が州法や環境要件に沿って行われるよう支援することで、州内木材産業の信頼性と持続性を下支えしている。

MFC は州有林において森林管理・保全を目的とする施業の一環として木材販売を実施する。森林の健全性維持のための間伐・更新、病虫害・老齢木の除去、山火事リスクの低減、森林再生・生物多様性の確保、森林管理・保全活動の財源確保を前提とした管理のための伐採を行う。伐採された木材は、民間の製材業者等の林業事業者に一般入札方式で販売する¹⁴²。

¹⁴¹ 州法 MS Code § 49-19-1

¹⁴² <https://districtportal.sos.ms.gov/PublicAccess/BidNotices>

表 2-20 ミシシッピ州における森林・林業関係機関

分類	機関名		概要
	和名	英名	
行政	ミシシッピ州林業委員会	Mississippi Forestry Commission (MFC)	ミシシッピ州の森林行政を担う中核機関。森林管理、森林火災対策、病虫害対策、私有林の管理支援などを通じて、州内の森林資源の健全な維持と林業振興を担う、同州の中核機関。
	ミシシッピ州環境品質局	Mississippi Department of Environmental Quality (MDEQ)	州の環境行政機関。水質・大気・廃棄物管理などを所管し、森林活動が環境に与える影響について他機関と連携して管理を行う。
業界団体	ミシシッピ林業協会	Mississippi Forestry Association (MFA)	森林所有者や林業関連事業者を会員とする業界団体。林業振興、情報共有、政策提言などを行う
	ミシシッピ伐採事業者協会	Mississippi Loggers Association	伐採事業者を中心とした団体。安全教育や技能向上、業界内の連携強化を目的としている。
	ミシシッピ木材製造業者協会	Mississippi Lumber Manufacturers Association	製材・木材加工業者の団体。業界情報の共有や市場動向の把握、会員支援を行う。
	ミシシッピ製紙協議会	Mississippi Paper Council	パルプ・製紙関連企業で構成される団体。業界の共通課題への対応や情報発信を担う。
研究・教育	ミシシッピ州立大学	Mississippi State University (MSU)	州を代表する総合大学で、林学分野では教育・研究の中心的存在。森林経営、木材利用、野生生物管理など幅広い研究を行う。

2.4.3. 関連法令及び運用等

(1) 法令等の概要及び運用状況

1) 伐採に関する許認可制度及び書類の概要

ミシシッピ州では私有林における商業的な森林伐採を行う際、州政府による包括的な事前許可制度（いわゆる伐採申請や許可証等）は設けられていない。土地所有者は登録林

業士（Registered Forester）などの専門家に依頼して森林管理計画を立て、伐採事業者と契約を結んだ上で伐採を行うのが一般的である¹⁴³。MFC は私有林の売買そのものには関与しないが、森林管理の助言や技術支援を提供している。伐採に付随する活動には一定の許可・手続きが求められる場合がある。例えば、伐採後の現地での野焼き（残材の焼却）には州当局の焼却許可が必要となり、MFC を通じて許可申請と発行を受ける¹⁴⁴。

2) コンプライアンスと法執行

ミシシッピ州では、違法伐採や環境違反に対する法的な取り締まりと業界の自主的なコンプライアンス体制が両立している。同州は水質保全の観点から森林における BMP の遵守を推進しており、森林施業で BMP を実施すれば連邦水質浄化法の要求を満たすものと認められている¹⁴⁵。BMP は法的強制力のないガイドラインであるが、州森林委員会が3年ごとに実施する調査では、適用現場の94%でBMPが適切に実行されているとの結果が報告されており¹⁴⁶、森林・林業業界全体で高い遵守率を維持している。MFC は林地所有者や伐採事業者に対しBMPの指導を行い、遵守状況を環境品質局へ報告する体制を敷いており¹⁴⁷、違法な土砂流出や水質汚染が発生しないよう監督している。また、森林資源の窃盗や無断伐採に対しては厳しい法執行が行われる。ミシシッピ州法では他人の土地から許可なく木材を伐採・搬出する行為を犯罪と定めており、被害額が250ドル以上の場合は重罪として起訴され得る¹⁴⁸。州農業・商務省（Mississippi Department of Agriculture and Commerce: MDAC）に設置された農業・家畜盗難局（Mississippi Agriculture and Livestock Theft Bureau: MALT B）には専任の捜査官が配置され、家畜や農産品とともに「木材盗難（Timber Theft）」の取締りも主要任務となっている¹⁴⁹。同局は木材盗難の流通経路を捜査し、容疑者の逮捕や盗品の差し押さえにあたっており、一般からの通報を受け付けるホットラインも運用している¹⁵⁰。さらに州法執行当局（保安官やハイウェイパトロール）も、伐採現場や木材輸送中の違法行為（無許可の伐採、過積載・過重量運搬など）の監視を行う。こうした法令の整備と執行により、ミシシッピ州では森林の伐採段階におけるコンプライアンスが維持され、資源の違法な流出防止と環境保全が図られている。

(2) 原材料情報（証明書等）に関する書類

ミシシッピ州の州有林の立木は、オレゴン州やワシントン州同様に入札により販売される。販売においては、林産物販売契約書（Forest Products Sale Contract）が締結される（表 2-21）。一方、私有林における伐採には届け出及び許可が不要である。私有林にお

¹⁴³ <https://www.mfc.ms.gov/timber-industry/sell-your-timber/>

¹⁴⁴ <https://www.mfc.ms.gov/forest-health/water-quality-and-forestry-best-management-practices/>

¹⁴⁵ <https://www.mfc.ms.gov/forest-health/water-quality-and-forestry-best-management-practices/>

¹⁴⁶ https://www.mfc.ms.gov/wp-content/uploads/2024/11/2024_BMP_Implementation_Survey.pdf

¹⁴⁷ <https://www.mfc.ms.gov/forest-health/water-quality-and-forestry-best-management-practices/>

¹⁴⁸ <https://codes.findlaw.com/ms/title-97-crimes/ms-code-sect-97-17-59/>

¹⁴⁹ <https://www.mdac.ms.gov/bureaus-departments/mississippi-agricultural-livestock-theft-bureau/>

¹⁵⁰ <https://www.mdac.ms.gov/bureaus-departments/mississippi-agricultural-livestock-theft-bureau/>

ける、所有者と伐採事業者との間の契約書サンプルをミシシッピ州立大学が公開している（表 2-22）。この書類には、伐採面積、位置情報及び樹種情報等が含まれる。

表 2-21 林産物販売契約書（Forest Products Sale Contract）の概要及びその写し

概要	- Mississippi Code Title 29 (§ 29-3-45) に基づき、公有林の木材を一般入札（最低 3 週間）で売却する際に締結される契約である。 - MFC は森林地の管理及び木材販売管理を担い、落札者と MFC の間で契約が締結される。
発行者	公有林の所有主体（School District、Municipality、County 等）
被発行者	入札の落札者
発行方法	一般入札の落札後に締結される。州法で発行期限に係る規定はないが、凡そ 10～30 日以内である。
樹種、伐採国の情報	樹種○、伐採国○
その他	MFC は森林管理・販売事務を委託される管理機関であり、森林を所有する公的機関と管理協定を結び、伐採計画、選定、販売管理を実施。

Prepared by: Name: Mississippi Forestry Commission Address: 3139 Highway 468 West Town-Zip: Pearl, MS 39208 Phone: 601-702-0354	Return To: 落札者情報 Name: _____ Address: _____ Town-Zip: _____ Phone: _____
---	--

林産物売買契約
FOREST PRODUCTS SALE CONTRACT

伐採地情報

This contract made and entered into on this day by and between the _____, party of the first part, hereinafter called the Seller and _____, party of the second part, hereinafter called the Buyer, WITNESSETH:

Article I. For and in consideration of the sum of \$_____ per ton for pine pulpwood, \$_____ per ton for pine chip-n-saw, \$_____ per ton for pine sawtimber, \$_____ per ton for hardwood pulpwood and \$_____ per ton for hardwood sawtimber the Seller hereby agrees to sell and the Buyer agrees to buy all forest products designated for removal by the Seller on **±185 total acres** in _____, Mississippi.

立木に関する情報

This tract is 185 total acres and includes a 20-acre final harvest stand that is a 32-years-old, a 76-acre 2nd thinning stand that is 22-years-old, and an 89-acre 1st thinning stand that is 17-years-old. All three will be sold under the same contract on a pay-as-cut per-ton basis. These stands were cruised after the drought occurred and only green living trees were tallied.

Payment will be made on a weekly basis. Payment must be received by 5:00 p.m. on Monday on a weekly basis for forest products removed the previous week or at completion of harvesting, whichever comes first. Payment may be delayed for the first week of harvesting. Payment will be made for the actual volume cut from the tract. Buyer will furnish seller a copy of each Load Ticket as proof of purchase and the previous week's original Daily Load Report sheets. Payment for Timber harvested during the previous week shall then be computed based upon the Actual Volume (in Tons) and the applicable price per ton, failure to comply will result in the forfeiture of the performance bond.

1

表 2-22 森林所有者と伐採事業者の間で交わされる契約書（Timber Cutting Agreement）の概要及びその写し

概要	・ 私有林における森林所有者と伐採事業者との間で交わす木材伐採同意書（契約書）
発行者	森林所有者
被発行者	伐採事業者
発行方法	森林所有者と伐採事業者間の合意に基づく
樹種、伐採国の情報	樹種○、伐採国○
その他	・ 私有林の伐採を行う際の届け出は不要



MISSISSIPPI STATE UNIVERSITY
EXTENSION

Sample Pine Thinning Contract

間伐契約書（サンプル）

This sample pine thinning contract is intended only as a guide for forest landowners to ensure that pertinent provisions are addressed in their pine thinning contracts. [Example information is in brackets.] We strongly encourage landowners to obtain the legal advice of an attorney when preparing all legal contracts.

STATE OF MISSISSIPPI

州名

COUNTY(IES) OF [Oktribeha]

群名

TIMBER CUTTING AGREEMENT

伐採事業者（購入者）

森林所有者（販売者）

WHEREAS, [John Smith] (hereinafter referred to as "PURCHASER") and [Jane Doe] (hereinafter referred to as "SELLER") have reached an agreement whereby PURCHASER shall purchase from SELLER certain timber, and whereas all parties desire to reduce their agreements to writing.

IT IS THEREFORE AGREED AS FOLLOWS, TO WIT:

1. The relationship between the PURCHASER and SELLER is contractual only. No partnership or joint venture is entered into by the parties hereto and the PURCHASER is an independent contractor.
2. SELLER is the legal owner of said timber and warrants the title to the timber hereby conveyed against the lawful claims of all third parties.
3. PURCHASER shall cut and haul the following described timber located on the following described property owned by SELLER. Thinning of [50] acres, more or less, of pine trees in [Oktribeha] County(ies), Mississippi, located in [Sect. 13, T 17 N, R 12 E], as designated on the attached map.

樹種情報

位置情報
4. The timber purchase contract shall begin on the [9th] day of [August] in the year of [2025] and end on the [9th] day of [December] in the year [2027].
5. The total consideration and purchase price of timber cut hereunder shall be based upon the weight of timber cut and delivered at the rate of \$[1.00] per ton for pulpwood trees, \$[5.50] per ton for chip-n-saw trees, and \$[17.00] per ton for sawtimber trees. Payment shall be made weekly to SELLER for timber cut and removed the preceding week. The weight of the timber cut and removed will be determined by scalers at the place of delivery. PURCHASER shall furnish SELLER [weekly] settlement records and scale tickets. The weight as shown on the settlement records and payments therefore shall be binding upon SELLER unless contested within thirty (30) days following receipt of any settlement records and payments.
6. PURCHASER shall hold SELLER harmless from any damage caused by them or their employees or agents to persons or property arising from his/her operations on said lands. PURCHASER will have liability insurance in force of not less than \$1,000,000 and provide proof of said liability insurance.
7. PURCHASER may use employees to accomplish the timber harvest. No one participating in the timber harvest is an employee of the SELLER. When required by law, PURCHASER will have workman's compensation insurance on his/her employees while harvesting the timber. SELLER shall not be responsible for any injuries to any employees of PURCHASER.

(3) 木材の流通段階における法令等

1) 木材及び木材製品の輸送¹⁵¹

伐採後の木材を市場や加工施設まで運搬する段階では、主にトラック輸送に関する規制が適用される。米国では一般的に高速道路上の車両総重量は約 36 トン(80,000 ポンド)までと連邦法で定められているが、ミシシッピ州では一定の条件下で 10%の重量超過を認める収穫許可(Harvest Permit)と呼ばれる輸送許可を設けている。木材や農産物、砂利等の未加工資源を直接産地から運搬するトラックの所有者は、州運輸省(MDOT)に申請して収穫許可証を取得することで、総重量約 39.9 トン(88,000 ポンド)までの積載が州道上で許容される。許可証は車両ごとに発行され、有効期間は 1 年間、手数料は車両あたり 25 ドルである。許可証を取得した車両でも、州間高速道路や重量制限のある郡道・橋梁ではこの超過枠は適用されず、走行が制限される点に留意が必要である。また、許可証携行車であっても所定の約 39.9 トンを超える過積載には厳しい罰則が科せられており、違反重量に応じ罰金や再犯時の許可証取り消しなどの処分が規定されている。この収穫許可証の制度によって、森林から工場への原木輸送は一定の効率性が確保されつつ、公道の保全と交通安全が担保されている。

2) 木材及び木材製品の輸送・加工の合法性を確認するための監督・管理措置

木材の流通過程で違法に伐採された木材や盗難品が混入することを防ぐため、行政当局及び業界団体は複数の監督・管理措置を講じている。行政面では、MALTB が森林から運び出される木材の所有権を巡る犯罪に対応する。前述のとおり MALTB は窃盗の捜査権限を持ち、盗難が疑われる木材については運搬経路を追跡した上で差押えや関係者の逮捕を実施する¹⁵²。また、合法に取得された木材であることを示す文書の携行も流通段階の重要なポイントである。例えば、前項の収穫許可証を取得した車両には発行された許可証の認可書(書面)(Authorization letter)を常時車内に備え付けることが義務付けられており、不携帯の場合は許可無効と見なされる¹⁵³。この認可書には車両情報や有効期限が明記されており、監督官庁による路上検査の際に提示することで適法な積載であることを証明できる。

3) 木材及び木材製品の輸入・輸出時の法令・証明システムの概要及び事例

■ 輸入に関する法令：

米国で木材や木材製品を輸入する際は、連邦政府所管の各種法規に従う必要がある。過年度報告書において報告したように、木材に関してはレイシー法(Lacey Act)があり、ミシシッピ州においても同法が適応される。

¹⁵¹ 本節は https://cdn.ymaws.com/www.msforestry.net/resource/resmgr/Mississippi_Harvest_Permit.pdf から引用

¹⁵² <https://www.mdac.ms.gov/bureaus-departments/mississippi-agricultural-livestock-theft-bureau/>

¹⁵³ https://cdn.ymaws.com/www.msforestry.net/resource/resmgr/Mississippi_Harvest_Permit.pdf

■ 輸出に関する法令：

ミシシッピ州から木材やその製品を輸出する際も、連邦政府の輸出関連法規と輸出先国の要求条件を満たす必要がある。米国内では木材の輸送に包括的な制限は課されておらず、例えば同州産の南部マツ原木や製材品は私有林から自由に海外市場へ販売できる。しかし、輸出に際しては他州と同様に植物検疫証明書（Phytosanitary Certificate）の取得が必要である。

(4) 森林認証の状況

ミシシッピ州では森林認証制度が広く普及している。主な森林認証システムは ATFS、SFI、FSC の 3 つである¹⁵⁴。ATFS は州内 2,904 件が登録され、総面積は約 51.8 万 ha（約 128 万エーカー）である¹⁵⁵。一方、工場や大規模商業林を対象とする SFI も林業企業や製材会社を中心に導入が進んでいる。FSC の取得率等は公表されていないが、FSC 認証の取得企業/者の検索サイト FSC Search においては、同州においては 60 事業体が登録されている¹⁵⁶。

2.4.4. 持続可能性等に関する取組みの状況

(1) 最適管理手法の普及

ミシシッピ州では、森林施業による伐採・搬出・林道造成等に伴う土砂流出や水質への影響を抑えるため、最適管理手法（Best Management Practices: BMP）を州の枠組みとして整備し普及している。BMP は水質保全対策として設計され、林業施業で BMP を適用することが、水質汚濁防止を目的とする連邦法の Clean Water Act¹⁵⁷の要件充足に資すると規定する。MFC は林業向け BMP の手引きを整備し¹⁵⁸、州内の現場指導・教育を通じ、森林の生産性と水環境の両立を図る取組みを実施している¹⁵⁹。

(2) 計画的火入れによる森林健全化

ミシシッピ州では、可燃物（下層植生等）の管理、森林の健全性向上、生態系維持等を目的に、計画的火入れ（Prescribed fire）を森林管理手段として位置づけている。MFC は、計画的火入れが「より健全で生産的な森林」につながる管理手法であると説明している¹⁶⁰。法令面では Mississippi Prescribed Burning Act（Miss. Code Title 49, Ch.19, §§49-19-301～307）により、一定条件下での実施や責任の考え方を規定する¹⁶¹。

¹⁵⁴ https://extension.msstate.edu/sites/default/files/publications/P3518_web.pdf

¹⁵⁵ <https://timber.mdac.ms.gov/#:~:text=1%2C939%20private%2C%20non>

¹⁵⁶ <https://connect.fsc.org/fsc-public-certificate-search>（2025 年 12 月 17 日時点）

¹⁵⁷ Federal Water Pollution Control Act（連邦水質汚濁防止法）であり、1972 年に改正されて以降「Clean Water Act」と呼ばれる。

¹⁵⁸ https://www.mfc.ms.gov/wp-content/uploads/2020/03/Entire_bmp_2008-7-24_2.pdf

¹⁵⁹ <https://www.mfc.ms.gov/forest-health/water-quality-and-forestry-best-management-practices/>

¹⁶⁰ <https://www.mfc.ms.gov/burning-info/prescribed-burning/>

¹⁶¹ <https://www.mfc.ms.gov/burning-info/prescribed-burning/>

(3) フォレスト・ステュワード・シッププログラム（私有林の総合管理支援）

私有林所有者が森林を長期的・多面的に管理できるよう、MFCはForest Stewardship Programを実施している。USFSが資金提供し、MFCが運営する制度で、州・連邦・民間の専門家が技術支援を行う。森林資源だけでなく、野生生物・水・土壌等を統合的に考えつつ、木材生産支援を中心とした管理計画づくりや実践を後押しする。所有者の自主的管理を底上げすることで、持続可能な資源利用の土台を形成する取組み¹⁶²。

(4) 森林所有者等への保全支援・資金助成

米国農務省自然資源保全局（USDA Natural Resource Conservation Service: USDA NRCS）はミシシッピ州で環境品質インセンティブプログラム（Environmental Quality Incentives Program: EQIP）を運用している。同プログラムは農業者に加えて非産業私有林（Nonindustrial Private Forest: NIPF）の管理者にも、保全実践のための資金支援と技術支援を提供している。サイト整備、侵食対策、植栽・間伐、森林管理計画等の保全プラクティス導入を後押しし、土地生産性と自然資源保全の両立を狙う。任意参加型の支援制度として、持続可能な森林経営の実装を促進する¹⁶³。

(5) SFI 州実施委員会による教育・普及

ミシシッピ州では、SFI（Sustainable Forestry Initiative）の州実施委員会（SFI Implementation Committee: SIC）が、土地所有者・伐採業者・製材等を含む関係者の協力を前提に、持続可能な森林経営の教育・普及を進めている。SFIは第三者認証の枠組みを提供し、州内では研修やアウトリーチを通じて実践を支える。SFI本体は独立非営利として基準の維持・改善を担い、州側の委員会活動が地域実装を補完する構造である

¹⁶⁴。

2.5. その他

(1) DD に活用可能な情報

1) 米国木材協会による American Wood Sourcing Tool

米国木材製品業界の業界団体である米国木材協議会（American Wood Council: AWC）は、木材製品の出所を確認するためのウェブ上の情報提供ツール Wood Sourcing Tool¹⁶⁵を公開している（図 2-8）。このツールでは、製材所のミルグレードスタンプ（mill grade stamp）あるいは地域（region）を手がかりとして入力することで、当該製材所または地域の「wood sourcing data」を参照できる。これには、木材が生産・製材された地域や、そこに適用さ

¹⁶² <https://www.mfc.ms.gov/programs/private-landowner-services/forest-stewardship/>

¹⁶³ <https://www.nrcs.usda.gov/programs-initiatives/eqip-environmental-quality-incentives/mississippi/environmental-quality>

¹⁶⁴ <https://www.msforestry.net/page/SFI?>

¹⁶⁵ <https://woodsourcing.awc.org/>

れる制度や管理状況などの概要情報が含まれており、輸入材の調達地域の制度環境や流通状況を把握する一つの情報源となる¹⁶⁶。

同ツールは「非合法伐採の比率」や「責任ある調達の比率」の統計データを地域別に示すものであり、個別丸太の合法性を証明するものではない。したがって、本ツールはあくまで「調達地域や製材所の概要情報を迅速に確認できる参照ツールの一つ」であり、輸入事業者が合法性・持続可能性を確認する際には、契約書、出荷・製材記録、第三者認証、サプライチェーン証跡等を併用する必要がある。



2) アメリカ広葉樹協会によるトレーサビリティシステム

アメリカ広葉樹協会（American Hardwood Export Council: AHEC）¹⁶⁸が立ち上げた American Hardwood Assured（AHA）¹⁶⁹は、米国産広葉樹材（製材、単板等）の輸出において、取引先が求める合法性と森林減少なしの説明責任を支援するための枠組みである（図 2-9）。

AHA は、輸出者が出荷単位で AHA Statement（声明書）を作成できる Legal and Deforestation-free platform を提供し、輸出先国の規制対応やサプライチェーン上の確認要求に対して、標準化された情報提示を可能にする。

AHA の特徴は、木材を出荷単位で追跡する仕組みとして設計されている点にある。具体的には、リモートセンシング等を活用した森林減少リスク評価（Deforestation Risk Assessment: DRA）と、州レベルでの合法性リスク評価（Jurisdictional Risk Assessment: JRA）を組み合わせ、輸出者が作成する声明書の根拠として提示する。例えば森林減少

¹⁶⁶ <https://awc.org/press/new-wood-sourcing-online-tool-launched/>

¹⁶⁷ <https://woodsourcing.awc.org/region/west/>

¹⁶⁸ <https://www.ahec.org/>

¹⁶⁹ <https://www.hardwood.us/>

リスク評価では、郡（County）単位でのリスクマップ等を用い、供給地域における森林減少リスクの把握を可能にする。

また合法性リスク評価については、独立専門家が評価を実施し、第三者による追加チェックを経たうえで AHA が承認し、結果を公開する仕組みとして同ツールは説明されている。これにより、輸出者や需要側の企業は、木材の出所が属する行政区分（州等）における法令遵守リスクを一定程度把握し、DD に活用できる。

なお、AHEC が発行するアメリカ広葉樹環境プロフィール（American Hardwood Environmental Profile）は改正クリーンウッド法の原材料情報（証明書）としても活用できることが、令和 6 年告示において示されている¹⁷⁰。

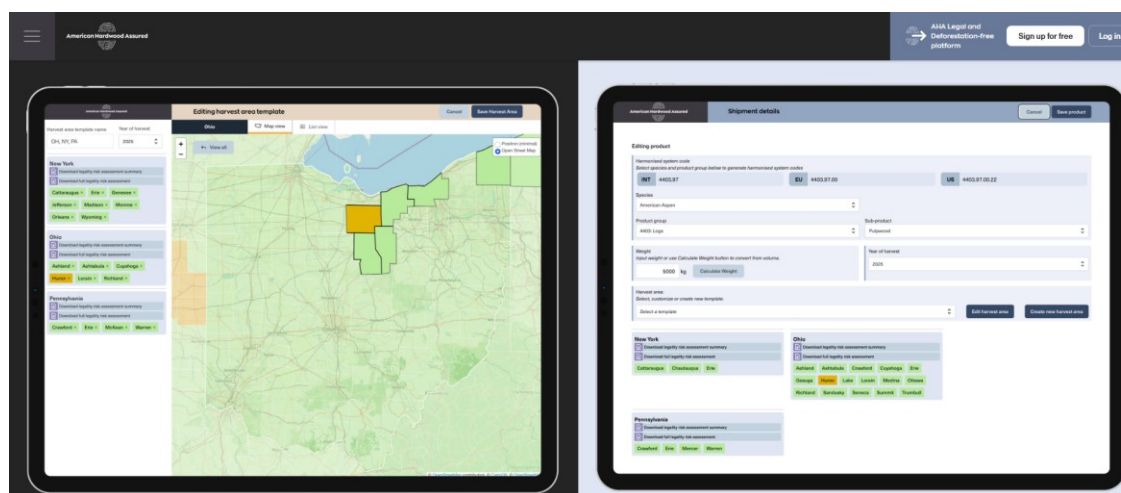


図 2-9 American Hardwood Assured の操作画面

3) 製材の格付けスタンプ

米国では、製材の格付・検査は American Lumber Standard Committee（ALSC）の下で運用されており、同委員会の Board of Review によって認定された第三者機関が各地域の格付・検査を担っている（図 2-10）。ALSC によれば、北米全体で 25 の格付け機関が存在し、その代表例として、Western Wood Products Association（WWPA）、PLIB（Pacific Lumber Inspection Bureau）、Southern Pine Inspection Bureau（SPIB）、Northeastern Lumber Manufacturers Association（NELMA）等が挙げられる¹⁷¹。格付け・検査を受けた工場数は約 900、熱処理工場は約 1,000 あると ALSC のホームページに報告されている¹⁷²。例えば WWPA の格付けスタンプ¹⁷³には、格付け機関マーク、工場番号、等級、樹種、乾燥状態等の情報が記載されている（図 2-10）。このため、輸入事業者は補足情報として格付けスタンプからこれ

¹⁷⁰ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/pdf/summary-13.pdf>

¹⁷¹ <https://alsc.org/accredited-agencies/>

¹⁷² <https://alsc.org/lumber-program/>

¹⁷³ <https://wwpa.org/western-lumber/interpreting-grade-stamps>

ら情報を読み取ることが可能である。



(2) EU の森林減少防止に関する規則（EUDR）に関する情報

米国におけるワシントン州 DNR 及びオレゴン州 ODF へのヒアリングでは、EU の森林減少防止に関する規則（European Union Deforestation Regulation: EUDR）に対しては、今後の動向を見た上で対応を検討していくとの情報が得られた。現状においても、両州において、DNR の FPERS や ODF の FERNS の運用において施業届等を位置情報付きで公開している等の透明性の高さがあるという取組を行っている点は先進的な取組と考えられる。一方、民間の伐採事業者においては、樹種情報や伐採エリアの情報を整備している企業もみられ、EUDR 対応が進められているケースも確認できた。

第3章 カナダ

過年度の事業報告書「令和4年度林野庁委託事業「クリーンウッド」普及促進事業のうち違法伐採関連情報の提供」においてはブリティッシュ・コロンビア州における森林管理及び木材生産に関して詳細に報告された。そこで本節では、本年度現地調査を実施したアルバータ州の事例を中心に報告する。これに加え、ブリティッシュ・コロンビア州については過年度報告された原材料情報（証明書）に焦点を当てた内容を報告する。なお両州は2020～2024年の5年間のHS44類対日貿易輸出額の約98%を占めている¹⁷⁴（表3-1、図3-1）。

表 3-1 カナダにおける2020～2024年のHS44類における対日貿易輸出額

No.	州	2020～2024年 対日輸出総額 (Canada \$)	総額 に占める割合 (%)
1	ブリティッシュ・コロンビア	4,819,351	87.68
2	アルバータ	583,060	10.61
3	ケベック	63,293	1.15
4	オンタリオ	29,417	0.54
5	マニトバ	709	0.01
6	ニューブランズウィック	576	0.01
7	ノバスコシア	23	0.00
8	ユーコン	-	-
9	ノースウェスト	-	-
10	ヌナブト	-	-
11	ニューファンドランド&ラブラドル	-	-
12	プリンスエドワードアイランド	-	-
13	サスカチュワン	-	-



図 3-1 カナダの調査対象州

¹⁷⁴ Trade Data Online (<https://ised-isde.canada.ca/site/trade-data-online/en>)から作成（2000～2024年までのHS44類の対日貿易輸出額を集計。なお、輸出額は通関時の輸出申告データに基づき、輸出品物の移動が始まった州（Province of Origin）を基に計算される。）

3.1. 共通

3.1.1. 原材料情報（証明書）及びその他関連資料

(1) 原材料情報（証明書）

外国の輸出事業者と日本の輸入事業者（第1種木材関連事業者）との間で取り交される商業送り状（Commercial Invoice）は、原材料情報（証明書）の要件を満たしている場合があることが、本調査において確認された。具体的には森林認証の数量（%表示）の記載がある場合が確認された（表 3-2 及び図 3-2）。森林認証の主張が付されている場合、原材料情報（証明書）として位置づけられる。また商業送り状の記載内容によっては、例えば樹種情報が記載されているものも確認できた。なお、商業送り状は、木材輸出事業者と第1種木材関連事業者との間で最も一般的に取り交される書類である。

表 3-2 商業送り状（Commercial Invoice）の概要及びその写し

概要	・ 木材輸出業者と第1種木材関連事業者との間で取り交される商業送り状。
発行者	木材輸出業者
被発行者	第1種木材関連事業者
発行方法	発行者及び第1種木材関連事業者との間の取引において発行される。
樹種、伐採国の情報	樹種△、伐採国△ ＊記載内容は、輸出業者と第一種木材関連事業者との間の合意が前提であることから、記載されるケースがある。
その他	・ 取引される木材について森林認証の主張が付されている場合のみ。 ・ PEFC については、Sustainable Forest Initiative（SFI）を相互認証していることから、SFI の認証を受けている場合、PEFC の認証材として主張が付される。

商業送り状（インボイス）の例

Page 1 of 2

Invoice number
 Invoice Date
 Sales Order

Sold To 	Delivery Address JAPAN Loaded Vessel Delivery Delivery Mode Shipment Number Shipment Date Mark
---	---

is certified to the PEFC Chain of Custody Standard , SFI Sustainable Forest Management Standard
 and SFI Fibre Sourcing Standard

100% PEFC Certified

Description	Pkgs	PCS/Pkg	Qty	Unit	Price	Amount

森林認証に関する主張

例) A (社名) is certified to the
PEFC CoC, SFI FM, and SFI
Fiber Sourcing.
100% PEFC Certified.

樹種

例) SPF :
Spruce (トウヒ),
Pine (マツ),
Fir (モミ)

図 3-2 原材料情報（証明書）として活用できるインボイスの事例
（森林認証の主張が付される）

(2) その他関連情報

DDの参考となる関連情報に関する書類において、本年度の現地調査で確認できたものを表 3-3 に挙げる。主に伐採事業者、木材加工業者、輸出事業者そして日本の輸入事業者（第1種木材関連事業者）が取り扱う書類である。この中で商業送り状(Commercial Invoice)及び梱包リスト(Packing list)には、原材料情報のうち樹種や生産国に係る情報が記載されているケースを本年度の現地調査において確認した。

表 3-3 アルバータ州における DD に活用できると考えられる関連資料

No	英名	和訳	発行者/申請者	被発行者
1	TM9 Forest Products Hauling Record	林産物運搬記録	伐採事業者	木材運搬業者(陸上)
2	Mill Certificate	製材所証明書	伐採事業者	取引事業者
3	Commercial Invoice (森林認証の主張なし)	商業送り状	輸出事業者	第1種木材関連事業者
4	Packing List	梱包リスト	輸出事業者	第1種木材関連事業者
5	Container Bundle Tally	コンテナ梱包一覧	伐採事業者	第1種木材関連事業者
6	Insurance	保険証書	輸出事業者	第1種木材関連事業者
7	Bill of Lading/Sea Waybill	船荷証券	輸出事業者	第1種木材関連事業者
8	Phytosanitary Certification	植物検疫証明書	輸出事業者	カナダ食品検査庁 (Canadian Food Inspection Agency)
9	Export Declaration	輸出申告書	輸出事業者	カナダ国境サービス庁 (Canada Border Services Agency)

3.2. アルバータ州

3.2.1. アルバータ州の木材生産・産業の概要

(1) 木材森林資源と木材産業の概要¹⁷⁵

アルバータ州は、カナダ西部に位置し、ロッキー山脈を含む広大な森林資源を有している。州全体の面積は約 66 万平方キロメートルで、そのうちの約 60%にあたるおよそ 4,000 万ヘクタールが森林で覆われている。森林は所有者に応じて連邦林、州有林、私有林、その他に分けられる（表 3-4）。その他には、自治体の所有林（Municipal Forest）、先住民コミュニティが管理・所有する森林（Indigenous Community Forests）、保護区や地域公園内の森林（Protected Areas and Regional Parks）が含まれる。森林の大半は州有林であり、公共資源として州政府が管理している。アルバータ州の林業は、州経済において農業、石油・ガス産業と並ぶ主要な一次産業の一つであり、地域経済における雇用と所得創出に大きく寄与している。2023 年時点で、アルバータ州の林業部門は約 3730 億円（32 億 1,500 万カナダドル）の GDP を創出し、直接雇用者数は約 18,000 人である。また、約 20,000 人の間接雇用をもたらしている。

表 3-4 アルバータ州の所有者別の森林面積の割合

連邦林	州有林	私有林
8%	89%	3%

（出典：FP Innovations, 2011, Wood market statistics Alberta）

2022-23 年の木材伐採量は、針葉樹材が約 1,510 万立方メートル、広葉樹材が約 760 万立方メートルに達している。アルバータ州における年間の伐採量は年間伐採許容量（Annual Allowable Cut: AAC）に基づく。AAC は科学的評価に基づき、一定期間に伐採可能な最大木材量を定める森林の持続可能性を担保するために設けられた制度である¹⁷⁶。伐採は主に州有林から行われ、AAC2023 年は針葉樹材が約 1,700 万立方メートル、広葉樹材が約 1,300 万立方メートルの合計 3,000 万立方メートルであり、実際の伐採量は持続可能な範囲内で管理されている。また私有林からは針葉樹材が約 150 万立方メートル、広葉樹材が約 58 万立方メートル生産された¹⁷⁷。

主要業種には、製材業、パルプ・製紙業、木質バイオマス加工、合板製造がある。特に木材製品製造業が州 GDP の 64%、パルプ・製紙業が 16%、伐採・林業支援業務が 20%を占めている。州北部のハイレベル地域や中部のホワイトコート地域が主要な生産拠点となっている。森林伐採の実施は、主に州政府と森林管理協定（Forest Management Agreement:

¹⁷⁵ 本節のデータは Government of Alberta. (2024). Alberta's forest economy 2024 A handbook of public economic and socioeconomic accounts. より引用

¹⁷⁶ <https://open.alberta.ca/publications/2368-4844>

¹⁷⁷ Canadian Council of Forest Ministers (2023) Data, Harvest. National Forestry Database

FMA) を取得した企業によって行われ、協定に基づき、持続可能な伐採と再生林が義務付けられている。

(2) 木材製品の貿易状況¹⁷⁸

アルバータ州の木材製品は、カナダ国内のみならず国際市場にも広く流通している。2023 年の木材製品輸出総額は約 39 億 2,680 万カナダドル（約 4,461 億 6,500 万円）であり、その約 52%が国外市場向けである。主な輸出先は米国（約 72%）、中国（約 10%）、日本（約 4%）、韓国（約 4%）であり、輸出品目には構造用ソフトウッド、集成材、パーティクルボード、木質バイオマス燃料（ペレット）、紙・パルプ製品などが含まれる。

3.2.2. 関係行政機関の概要

アルバータ州における森林経営及び伐採に関する主な州政府機関及び関連団体とその概要は表 3-5 のとおり。

表 3-5 森林管理及び伐採に関するアルバータ州政府機関及び関連団体

機関名・部局名	役割及び責任・所管
アルバータ州林業公園省 (Ministry of Forestry and Parks)	州有林の管理、森林政策策定、伐採計画の承認、森林火災対策。
林業公園省郡オフィス (District offices)	北部地域の森林管理、地域でのライセンス発行業務等。
アルバータ森林管理専門家協会 (Association of Alberta Forest Management Professionals, AAFMP)	Regulated Forest Management Profession Act に基づき設立。森林管理専門職の資格認定・規制、倫理規定の策定と能力維持を行い、林業専門家の公共利益保護と技術的水準を保証。私有林の森林管理計画策定時の助言機関となる場合もある。
アルバータ州運輸省 (Alberta Transportation)	木材の輸送（道路アクセス許可・オフサイト木材保管・輸送記録の管理）
アルバータ州地方自治体 (Municipal Governments)	地域内の土地利用計画、開発許可、伐採活動の規制を担当。Municipal Government Act (MGA) に基づき、土地利用計画、地域構造計画、土地利用細則を定める。私有林の管理において、地方自治体は土地利用計画や開発許可の発行を通じて、伐採や再植林などの活動を規制。

¹⁷⁸ 本節のデータは Government of Alberta. (2024). Alberta's forest economy 2024 A handbook of public economic and socioeconomic accounts. より引用

アルバータ林産物協会 (Alberta Forest Products Association, AFPA)	州内の木材製品企業を代表する民間団体。持続可能な森林経営の推進、品質管理、業界広報。木材製品のグレードの格付け機関。
--	--

3.2.3. 関連法令及び運用等

(1) 法令等の概要及び運用状況

アルバータ州の森林法 (Forest Act)は 2000 年の制定後、2022 年に改訂され、採伐方法、木材利用基準、伐採権制度に関する枠組みを定めている¹⁷⁹。また、州森林法を基本法とし、木材管理規定 (Timber Management Regulation: TMR) や森林管理協定 (Forest Management Agreement: FMA)、地域ガイドラインなどが整備されており、これらの法令により、伐採方法、木材の利用基準、持続可能な森林経営の実施、再植林計画、環境保護措置などが企業や事業者には義務付けられている。

1) 州森林法 (Forest Act)

州森林法 (Forest Act) は次表 (表 3-6) で構成される。

表 3-6 アルバータ州森林法の概要

セクション	項目	内容
Part 1	管理 (Administration)	- 森林管理のための担当官の任命や、森林管理の枠組み (森林管理協定、木材割当) を設定し、AAC を管理。 - 森林官には森林地帯への立ち入り、木材差押え、証拠収集などの監督・取締権限が与えられている。
Part 2	州有林の木材管理 (Crown Timber, Timber Disposition)	- 州有林の木材の伐採許可に関して、以下の仕組みが規定されている。 ➤ 森林管理協定 (Forest Management Agreement: FMA) ➤ 木材割当証書 (Timber Quota Certificate) ➤ 木材ライセンス (Timber License) ➤ 木材許可 (Timber Permit) - 伐採許可には伐採区域、伐採期間、条件が明記され、許可保有者は再造林を義務付けられ、計画の提出・実施が必要。
Part 3	違反と罰則	規定に違反した場合には伐採許可の停止・取消、罰

¹⁷⁹ Canadian Forestry Regulations and Standards

	(Offences and Penalties)	金、木材や木材製品の差押え・没収などの措置が取られる。
Part 4	訴訟 (Appeals)	・ 州の行政決定に対して控訴する仕組みがあり、控訴機関による審査後、最終決定は森林公園大臣 (Minister) が行う。 ・ 森林管理に関する州の決定については特別な場合を除き、裁判所での再審査は制限されている。

2) 木材管理規定¹⁸⁰

2025 年 5 月に最新の規定が発出され、次表（表 3-7）の内容で構成される。

表 3-7 森林管理規定の概要

セクション	項目	内容
Part 1	木材割当 (Quotas)	・ 州は入札、競売、直接販売を通じて木材割当 (Quota) を販売。 ・ 木材割当の保持者は、伐採許可を取得する義務があり、生産量が定められている。 ・ 許可に伴う保証金制度があり、義務が満たされない場合の措置も明示されている。
Part 2	販売 (Sales)	・ 商業用木材伐採許可 (Commercial Timber Permit) の取得には入札、競売、直接販売の方式がある。 ・ 入札または競売時の保証金や最低入札価格の設定など、詳細な手続きが規定される。 ・ 伐採許可には担保金の提出が必要であり、その額は伐採量や樹種に応じて算定される。
Part 3	その他の許可・ライセンス (Other Permits and Licenses)	・ ローカル木材許可 (Local Timber Permit) は、個人用の非商業的な使用、または自然災害などによる伐採に関して規定される。 ・ コミュニティ木材プログラムを通じて地域の林業従事者を支援する制度が設けられる。
Part 4	州への支払い (Crown Charges)	・ 州有林の木材伐採に対する使用料 (Timber Dues) の徴収方法が詳細に規定される。

¹⁸⁰ Province of Alberta. 2025. Timber Management Regulation. Alberta Regulation 60/1973 With amendments up to and including Alberta Regulation 98/2025

		・ 木材の種類や用途に応じて使用料が異なる。
Part 5	木材伐採 (Timber Harvesting)	・ 木材伐採活動に関する計画提出義務、森林管理規定、監督及び命令遵守の義務が規定される。 ・ 違反時の伐採停止や再植林義務なども明確化されている。
Part 6	再造林 (Reforestation)	・ 伐採跡地の再造林義務が詳細に規定されており、計画提出や監督が義務付けられる。 ・ 再造林基準が満たされない場合の措置も明記。
Part 7	その他 (Miscellaneous)	・ 産業用地の森林伐採に関する規定や木材処理に関する一般的な規定が含まれる。 ・ 木材割当や許可の譲渡条件が規定される。

3) 木材及び木材製品の貿易に関する法令

i. 輸入に関する法令

アルバータ州において、木材及び木材製品の輸入に関する法制度は、連邦法である野生動植物保護及び国際・州間取引規制法（Wild Animal and Plant Protection and Regulation of International and Interprovincial Trade Act: WAPPRIITA）¹⁸¹と、木材管理規定（Timber Management Regulation: TMR）により規定されている。

特に、樹皮付きの丸太や森林害虫のリスクがある製品の輸入に際しては、アルバータ州農業・林業・経済振興省が発出した指令 AF-FD-2011-01 に基づき、事前の許可取得が義務付けられている。この制度では、輸入事業者は搬入予定材についての樹種・原産地・処理方法などを詳細に報告し、植物検疫上の安全性が認められた場合にのみ輸入及び州内の輸送が許可される仕組みとなっている¹⁸²。

このような州独自の措置は、外来病害虫の侵入や違法伐採材の流通を未然に防ぐ効果を有している。また、連邦政府であるカナダ食品検査庁（CFIA）が発行する植物検疫証明書との照合も行われている。

ii. 輸出に関する法令

アルバータ州における木材及び木材製品の輸出は、主としてカナダ連邦法である関税法（Customs Act）及び上述した WAPPRIITA に基づき行われている¹⁸³。

輸出事業者はまず、カナダ歳入庁（Canada Revenue Agency: CRA）からビジネス番号（Business Number）を取得し、輸出入アカウントを開設する必要がある。加えて、カナダ国境サービス庁（Canada Border Services Agency: CBSA）が運用する電子申告ポータル

¹⁸¹ Government of Canada. (1992). Wild Animal and Plant Protection and Regulation of International and Interprovincial Trade Act (WAPPRIITA).

¹⁸² Government of Alberta. (2020). Directive AF-FD-2011-01: Importation of Logs and Forest Products with Bark Attached.

¹⁸³ Government of Canada. (1992). WAPPRIITA – Wild Animal and Plant Protection and Regulation of International and Interprovincial Trade Act.

ル（Canadian Export Reporting System: CERS）を通じて輸出申告が義務付けられている¹⁸⁴。輸出対象となる製品には、ソフトウッド製材、集成材、木質ペレット、パルプ製品などが含まれるが、関税枠・輸出許可証（Export Permit）の発行が必要となる場合がある¹⁸⁵。アルバータ州内で採取された木材のうち、連邦政府が定める未加工の丸太については、輸出規制の対象として定期的な見直しが行われている。

iii. 未加工の丸太輸出のためのプロセス

未加工の丸太の輸出は連邦法の規制である連邦輸出許可制度（Export and Import Permits Act）の対象となる。丸太の輸出にあたっては、以下の3段階のプロセスが必要である。

■ 第1段階

輸出対象となる丸太が輸出規制対象品目に該当するかどうかの確認を行う。対象の場合は、カナダ天然資源省（Natural Resource Canada: NRCan）を通じた輸出許可の事前申請が必要となる¹⁸⁶。

■ 第2段階

カナダ輸出報告システム（Canadian Export Reporting System: CERS）による電子申告とともに、輸出許可証（Export Permit）の取得を行う。出荷予定量、樹種、出発地、仕向地などを明記した上で、カナダ国境サービス庁（CBSA）に申告する¹⁸⁷。

■ 第3段階：

植物検疫証明書（Phytosanitary Certificate）及び原産地証明書（Certificate of Origin）の取得が必要となる。前者はカナダ食品検査庁（Canada Food Inspection Agency: CFIA）が、後者はカナダ商工会議所（Canadian Chamber of Commerce）を通じて発行され、輸出先国の法規制への適合を確認する書類である。

(2) 原材料情報（証明書等）に関する書類

木材伐採においては次表にある伐採権が存在する。伐採権はアルバータ州森林法（Forest Act）に基づき、同州政府から企業、コミュニティまたは個人に対して与えられるものである。次表（表 3-8）は同州で用いられる木材伐採権の一覧である。

¹⁸⁴ Canada Border Services Agency (CBSA). Exporting goods from Canada – Step-by-step guide.

¹⁸⁵ Natural Resources Canada. (2023). Softwood Lumber Export Measures under the Export and Import Permits Act.

¹⁸⁶ Natural Resources Canada. (2023). Export Controls for Logs and Softwood Lumber.

¹⁸⁷ Canada Border Services Agency (CBSA). Exporting logs from Canada – Reporting procedures.

表 3-8 アルバータ州における伐採権一覧

No	名称	木材伐採権タイプ		対象	権利内容	期間	権利者の主な責任や義務
1	森林管理 協定 (Forest Management Agreements)	森林管理協定 Forest Management Agreements		指定された FMA エリア (数十万 ha 規 模の州有林)	伐採・森林経 営・再植林を 行う全面的管 理権（所有権 は州保持）	20 年 (10 年毎 に更新可 能)	総合森林管理計画・年次 作業計画の提出、再植 林・更新義務、環境モニ タリング、Stumpage（伐 採料）及び Levy（再植林 負担金）の支払い
2	伐採割当 (Timber Quotas)	伐採割当ラ イセンス (Timber Quotas Licence)	針葉樹木材割当 (Coniferous Timber Quota, CTQ)	指定された針葉 樹森林区画 (Quota Area)	年間伐採可能 量(AAC)の範 囲で針葉樹を 伐採・利用す る権利	20 年 (更新可 能)	作業計画提出、再植林・ 更新義務、Stumpage 伐採 料及び再植林負担金の支 払い、報告義務
3			広葉樹木材割当 (Deciduous Timber Allocation, DTA)	指定された広葉 樹資源区域 (DTA エリア 内)	年間割当量内 で広葉樹を伐 採・利用する 権利	20 年 (更新可 能)	作業計画提出、再植林・ 更新義務、Stumpage（伐 採料）及び Levy（再植林 負担金）の支払い
4	木材許可 (Timber Permits)	木材許可 (Timber Permits)	商業用木材許可 (Commercial Timber Permits, CTP)	小規模区画 (~5,000 m³ま で) の州有林	商業目的で制 限量の木材を 伐採する権利	1~5 年以 内	伐採完了報告、Stumpage (伐採料) 及び Levy（再 植林負担金）の支払い、 現場清掃義務

No	名称	木材伐採権タイプ		対象	権利内容	期間	権利者の主な責任や義務
5			・地域用木材許可 (Community Timber Permit)	地域コミュニティ向け指定区画	地域経済向けに伐採量上限内で木材採取する	5年以内	採取量報告、Stumpage（伐採料）、環境基準遵守
6			・針葉樹地域用木材許可 (Coniferous Community Timber Permit)	地域コミュニティ向け指定区画	地域経済向けに伐採量上限内で木材採取する	5年以内	採取量報告、Stumpage（伐採料）、環境基準遵守
7			ローカル木材許可 (Local Timber Permits, LTP)	個人利用者向け指定区画（最大 50 m ³ ）	自家用構造材等のために木材を採取する権利（販売不可）	1年以内	Levy（再植林負担金）の前払い、販売禁止、指示に従った伐採・搬出
8			個人用森林製品許可 (Personal Use Forest Products Permit)	個人向け指定区画（最大 5 m ³ ）	薪・クリスマスツリー等少量の木材を採取する権利	30日間	販売禁止、環境基準遵守、現場清掃

このうち森林管理協定、針葉樹及び広葉樹の伐採割当が特に重要となる。各証明書の概要は次表のとおりである（表 3-9、表 3-10 及び表 3-11）。

■ 森林管理協定：

森林管理協定は、州政府と企業との間で結ばれる森林管理の協定である。立木の伐採は、森林管理の一環で実施される。

表 3-9 森林管理協定（Forest Management Agreement, FMA）の概要及びその写し

概要	- Forest Act Part 3（ss.16-25）に基づき、州政府と大規模林産企業が締結する 20 年更新の長期伐採・森林管理協定。伐採量だけでなく、道路建設、再造林、生態系保全など包括的な森林管理義務を負う。対象区域は広く、企業は年間施業計画（Annual Operational Plan: AOP）を毎年提出する義務がある。 - 総合森林管理計画・年次作業計画の提出、再植林・更新義務、環境モニタリング、伐採料（Stumpage）及び再植林負担金（Levy）を支払う
発行者	Alberta Ministry of Forestry and Parks
被発行者	協定締結企業
発行方法	州政府（Alberta Ministry of Forestry and Parks）と企業の二者間契約として締結。
樹種・伐採国の情報	樹種：○、国：○
その他	- 森林管理に係る協定。森林管理の一環として伐採が認められている。 - 再造林・道路建設・生態系保全等）の義務を含む包括契約。

GOVERNMENT OF THE PROVINCE OF ALBERTA

FORESTS ACT
FOREST MANAGEMENT AGREEMENT

森林管理協定

MEMORANDUM OF AGREEMENT

協定ID

BETWEEN:

HER MAJESTY THE QUEEN in right of the Province of Alberta, as represented by the Minister of Agriculture and Forestry, (hereinafter referred to as "the Minister"),

OF THE FIRST PART

企業名

and

[REDACTED], a body corporate, extra-provincially registered under the laws of Alberta, with a business office located near the [REDACTED] (hereinafter referred to as "the Company"),

対象地

OF THE SECOND PART

WHEREAS the Company owns and operates a major oriented strand board facility located near the [REDACTED] and

WHEREAS the Minister, recognizing the Company's needs for a forest management agreement to warrant the continued operation of its facility, desires to provide for a yield of timber consistent with sustainable forest management principles and practices; and

WHEREAS the Minister desires to provide for the fullest possible economic utilization of forest stands, and employment in local communities; and to ensure a perpetual supply of benefits and products while maintaining a forest environment of high quality;

NOW THEREFORE THIS AGREEMENT WITNESSETH that in consideration of the premises, terms, conditions, covenants, stipulations, agreements and provisions herein contained, the Minister and the Company hereby agree as follows:

FMA はアルバータ州政府と伐採事業者との森林管理に係る契約であることから、すべての協定及びその森林管理計画 (Forest Management Plan: FMP) が Web 上で公開される¹⁸⁸。¹⁸⁹ (図 3-3)。

¹⁸⁸ <https://www.alberta.ca/forest-management-agreements>

¹⁸⁹ <https://www.alberta.ca/forest-management-plans>

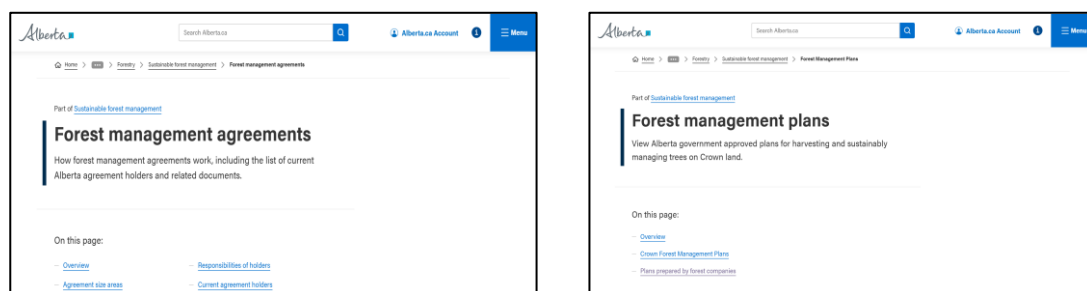


図 3-3 森林管理協定及び森林管理計画の Web ページ

■ 伐採割当（Timber Quotas）：

伐採割当は、FMA と比べ小さな単位で実施される。FMA と重なるエリアも存在する。この場合 AAC は FMA を基に算出される。

表 3-10 針葉樹木材割当（Coniferous Timber Quota, CTQ）の概要及びその写し

概要	- Forest Act（Part 4, ss.26–42）及び木材管理規定に基づく。企業に針葉樹の年間伐採割当量（Allowable Annual Cut: AAC）を付与する制度。 - 割当量に基づき Harvest Plan や AOP を提出し、伐採と再造林を実施する。FMA より範囲は狭いが、安定供給を担う主要制度のひとつ。 - 作業計画提出、再植林・更新義務、Stumpage 伐採料及び再植林負担金の支払い、報告義務
発行者	Alberta Ministry of Forestry and Parks
被発行者	割当取得企業（Quota holders）
発行方法	長期安定供給を目的とする割当。伐採前に Annual Operating Plan (AOP) の提出後に有効。
樹種・伐採国の情報	樹種：○、国：○
その他	- 企業は与えられた AAC に基づき伐採を実施する。 - 伐採後は再造林の義務がある。



針葉樹木材割当

ID

Certificate No. CTQXXXXXXX

CONIFEROUS TIMBER QUOTA CERTIFICATE

PURSUANT TO the *Forests Act*, and the regulations passed thereunder, I, the Minister of Agriculture, Forestry and Rural Economic Development ("the Minister"), do hereby grant to:

X

権利保持者

("the Certificate Holder")

this Coniferous Timber Quota Certificate ("the Certificate"), which entitles the Certificate Holder to a percentage (converted from time to time to the appropriate units of measure) of the net annual allowable cut (AAC) of coniferous timber in Forest Management Unit (FMU) X ("the FMU") on the following terms and conditions:

TERMS AND CONDITIONS

1. The Certificate Holder is entitled to harvest coniferous timber subject to the terms and conditions of successive timber licences, this Certificate, the provisions of the *Forests Act* and any Act passed in substitution thereof and any regulations passed thereunder, as amended from time to time.
 - (1) Provided the Certificate Holder is not and has not been in default or breach of the *Forests Act* or the *Regulations* either during the term or at the expiration of this Certificate and in the Minister's opinion there is adequate timber available in the FMU to justify renewal, the Certificate Holder is entitled to have this Certificate renewed, subject to any modifications or conditions the Minister considers necessary.
2. The Certificate Holder shall have the right under the authority of this Certificate to harvest coniferous timber in periodic cuts adjusted to the AAC stated herein on areas licensed to the Certificate Holder.
3. Neither this Certificate nor any timber license issued to the Certificate Holder shall be construed to contain any implied warranty or condition as to the quantity, quality or fitness for a particular purpose of the allowable cut authorized by this Certificate.
4. The AAC to which the Certificate Holder is entitled pursuant to this Certificate will be comprised of the coniferous volume in the approved AAC calculation for the FMU as determined by the director under the authority of section 14(2) of the *Forests Act*. The approved AAC will be sequenced in stands according to the approved spatial harvest sequence unless otherwise approved, in writing, by the Minister.
5. The authorized production for this Certificate is as described in the attached Schedule "A".

表 3-11 広葉樹木材割当（Deciduous Timber Quota, DTA）の概要及びその写し

概要	・ 広葉樹（アスペン等）の伐採割当であり、Forest Act に準拠。 ・ 広葉樹を利用する企業向け割当制度である。パルプやボード材など広葉樹需要に応じた伐採許可が与えられ、伐採計画の提出・モニタリングが義務付けられる。CTO と並行運用される。 ・ 作業計画提出、再植林・更新義務、伐採料（Stumpage）及び再植林負担金（Levy）の支払い義務がある
発行者	Alberta Ministry of Forestry and Parks
被発行者	割当取得企業（Quota holders）
発行方法	年間伐採量に基づく割当。伐採計画書提出後に有効。
樹種・伐採国の情報	樹種：○、国：○
その他	・ 針葉樹木材割当と並列的に運用されるが、樹種構成の特性上、利用目的が異なる。

ID

広葉樹木材割当

Certificate No. DTAXXXXXXX

DECIDUOUS TIMBER ALLOCATION CERTIFICATE

PURSUANT TO the *Forests Act*, and the regulations passed thereunder, I, the Minister of Agriculture, Forestry and Rural Economic Development ("the Minister"), do hereby grant to:

X

権利保持者

("the Certificate Holder")

this Deciduous Timber Allocation (DTA) Certificate ("the Certificate"), which entitles the Certificate Holder to an annual allowable cut (AAC) of deciduous timber in Forest Management Unit (FMU) X (the "FMU") on the following terms and conditions:

TERMS AND CONDITIONS

- The Certificate Holder is entitled to harvest deciduous timber subject to the terms and conditions of successive timber licences, this Certificate, the provisions of the *Forests Act* and any Act passed in substitution thereof and any regulations passed thereunder, as amended from time to time.

(1) Provided the Certificate Holder is not and has not been in default or breach of the *Forests Act* or the *Regulations* either during the term or at the expiration of this Certificate and in the Minister's opinion there is adequate timber available in the FMU to justify renewal, the Certificate Holder is entitled to have this Certificate renewed, subject to any modifications or conditions the Minister considers necessary.
- The Certificate Holder shall have the right under the authority of this Certificate to harvest deciduous timber in periodic cuts adjusted to the AAC stated herein on areas licensed to the Certificate Holder.
- Neither this Certificate nor any timber license issued to the Certificate Holder shall be construed to contain any implied warranty or condition as to the quantity, quality or fitness for a particular purpose of the allowable cut authorized by this Certificate.
- The AAC to which the Certificate Holder is entitled pursuant to this Certificate will be comprised of the deciduous volume in the approved AAC calculation for the FMU as determined by the director under the authority of section 14(2) of the *Forests Act*. The approved AAC will be sequenced in stands according to the approved spatial harvest sequence unless otherwise approved, in writing, by the Minister.
- The authorized production for this Certificate is as described in the attached Schedule "A".

1 of 4

(3) 森林認証の状況：

アルバータ州では、森林の合法性・持続可能性を担保するため、SFI 及び FSC が広く導入されている（図 3-4）。2023 年末時点で森林管理認証（FM 認証）においては、FSC が約 6 百万 ha、SFI が約 16 百万 ha、認証されている（表 3-12）。一部の地域においては両認証を取得している。CoC については FSC が 23 件認証されており、製材・パルプ・印刷など幅広い事業者が取得する。SFI の CoC については件数を確認できなかった^{190, 191}。

表 3-12 アルバータ州における森林認証の取得状況

認証スキーム	FM 認証面積 (ha)	FM 認証件数	CoC 認証件数
FSC	5,878,882	1	23
SFI	16,655,912	9	公表値なし

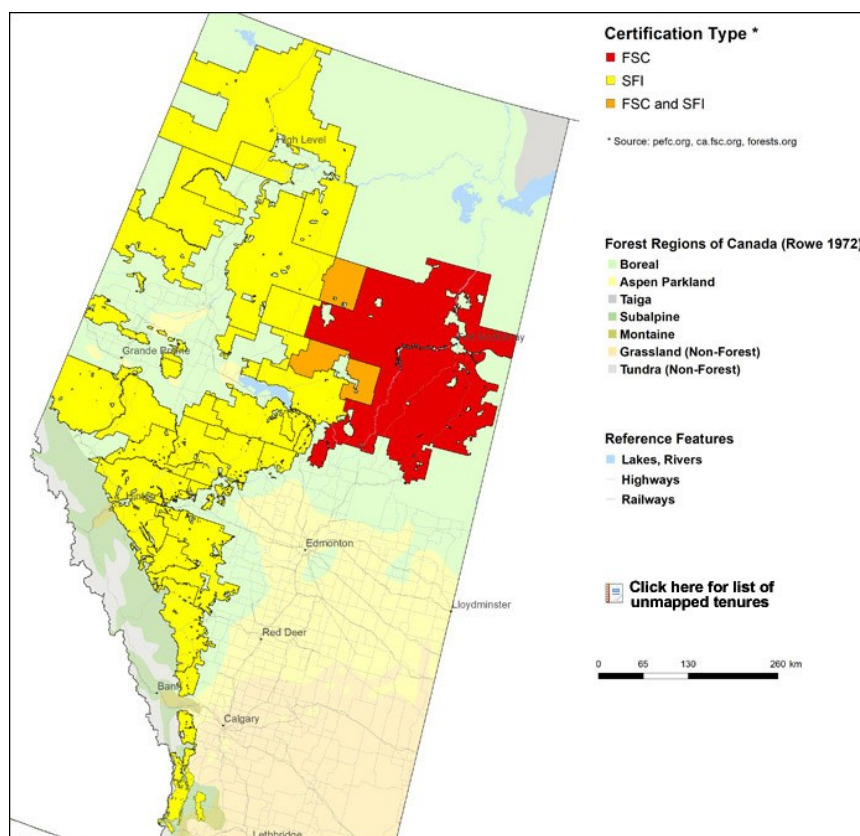


図 3-4 アルバータ州における森林認証取得エリアを示した地図¹⁹²

¹⁹⁰ Forest Products Association of Canada. (2023). Forest Management Certification in Canada, 2023 year-end status report. (<https://certificationcanada.org/wp-content/uploads/2024/05/2023-Yearend-SFM-Certification-Detailed-Report-AB.pdf>)

¹⁹¹ FSC. 2023. FSC Canada 2023 annual report (https://ca.fsc.org/sites/default/files/2024-06/FSC_AnnualReport_English_2023.pdf)

¹⁹² Forest Products Association of Canada. 2023. Certification Map of Canada 2023 year end status (<https://certificationcanada.org/index.php/maps-en/provincial/ab>)

3.2.4. 持続可能性等に関する取組みの状況

同州の森林法において、伐採事業者が FMA の下で森林を管理するにあたり、持続可能性を担保するための規定を設けている。特に森林施業に関わる内容として、FMA ホルダーは、対象区域で伐採後 2 年以内の再植林が義務付けられていることから、同契約に基づき必要な取り組みを実施しているとのことであった。

また複数の伐採事業者は、自社の環境社会配慮に係る取り組みを自社 HP で公開していることを確認した（図 3-5）。アルバータ州のみならずカナダ全般においての特徴として、先住民への配慮を求められている。これは、公的な土地（Crown Land）や天然資源の管理・開発を実施する際、州政府に対して、先住民と協議を行う義務がある。これはカナダ憲法（Constitution Act, 1982）の下で保護される先住民の条約権（Treaty rights）や慣習利用（Traditional Uses）を尊重するという原則に基づく¹⁹³。同州は州有林（Crown Land）が 56% と多く、かつその管理は FMA を基に伐採事業者が長期的な管理を行う権利を与えられて実施していることから、FMA のホルダーは社会的責任として先住民への配慮が義務付けられている¹⁹⁴。

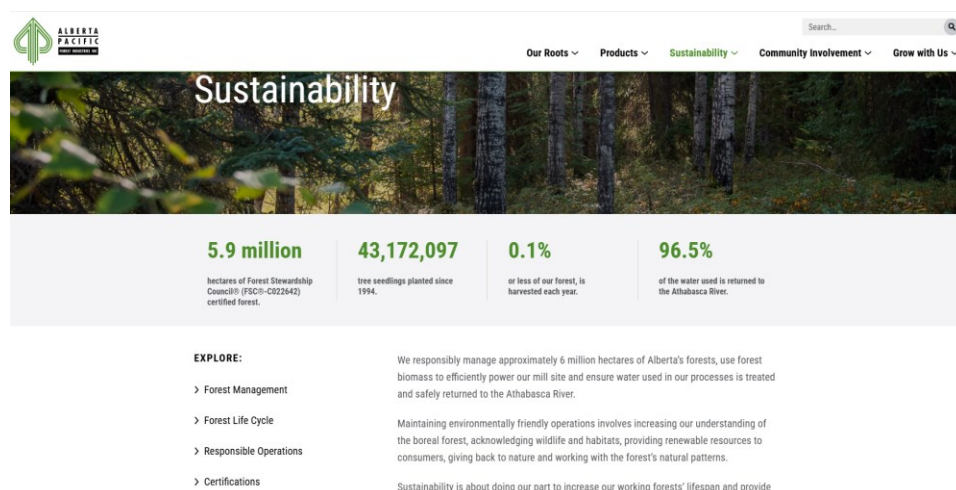


図 3-5 アルバータ州の伐採事業者のホームページでの持続可能性に関するホームページの事例

¹⁹³ The Government Alberta's policy on consultation with First Nations on Land and natural resource management, 2013 (<https://open.alberta.ca/publications/6713979>)

¹⁹⁴ Forest Management Agreement Decision Policy (<https://open.alberta.ca/dataset/1abc25cd-a464-47c0-add9-57599d16baa2/resource/e534b659-c0d4-4da5-91c3-829aef681fc1/download/afred-forest-management-agreement-decision-policy-2022-03.pdf>) (2025 年 12 月 4 日参照)

3.3. ブリティッシュ・コロンビア州

ブリティッシュ・コロンビア州（BC 州）は令和 4 年度に実施した調査以降の関連法令及び運用等の変化に焦点を当てるとともに、現地調査において合法性の確認に活用できる書類とリストアップしたものから、原材料情報（証明書）に該当すると考えられるものを抽出した。

3.3.1. 関連法令及び運用等

BC 州の森林面積は約 5,500 万 ha であり¹⁹⁵、うち州有林が 95%、私有林が 5%を占める¹⁹⁶。2023 年の州有林からの木材生産は、針葉樹材が約 5,500 万立方メートル、広葉樹材は約 210 万立方メートルであったのに対し、私有林においては針葉樹材が約 520 万立方メートル、広葉樹材が約 9 万立方メートルであった。¹⁹⁷

(1) 原材料情報（証明書等）に関する書類

以下 2 種類の書類は、ブリティッシュ・コロンビア州（以下、BC 州）における原材料情報の証明書に該当すると考えられる。

- ・ 伐採許可（Cutting Permit）（表 3-13）
- ・ 木材販売ライセンス（Timber Sale Licence, TSL）（表 3-14）

このうち伐採許可は、過年度報告書において報告された木材権（Timber Tenure）¹⁹⁸の所有者が、伐採行為を行う際に申請するものである。木材権は対象に応じて複数存在する（例えば、Tree Farm Licence, Pulpwood Licence, Timber Licence 等）¹⁹⁹。このうち Timber Licence は、1860～1970 年代に州政府から発行された暫定的な権利（temporary tenure）²⁰⁰を 70 年代後半に統合し Timber tenure としたものであり、現在は新規に発行されていない。

これらの木材権は、伐採する権利を含むが、伐採する行為については、別途、伐採許可（Cutting Permit）の取得が必要である。伐採許可は、森林省のホームページ²⁰¹に掲載される共通様式から申請する。各 Tenure に対応する伐採許可は公開されていないため、本報告においては、過年度調査においても報告された Forestry Licence の伐採許可を証明書に活用できる書類例として報告する。

¹⁹⁵ https://www.rinya.maff.go.jp/j/boutai/yunyuu/attach/pdf/kakkoku_jyoho-14.pdf

¹⁹⁶ <https://tealjones.com/wp-content/uploads/2013/07/BC-Legislative-Supervision-Jan-2013.pdf>

¹⁹⁷ Canadian Council of Forest Ministers（2023）Data, Harvest. National Forestry Database

¹⁹⁸ 過年度の報告書「令和 4 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」普及促進事業のうち違法伐採関連情報の提供（生産国における調査）報告書」では Timber Tenure を伐採権と訳しているが、より正確を期すために「木材権」とする。

¹⁹⁹ 令和 4 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」普及促進事業のうち違法伐採関連情報の提供（生産国における調査）報告書

²⁰⁰ https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/farming-natural-resources-and-industry/forestry/timber-tenures/timber_tenures_brochure.pdf

²⁰¹ <https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/forest-tenures/timber-harvesting-rights/cutting-permit-road-tenure-administration>

州有林の立木を入札で販売するケースもあり、州政府と落札者の間で結ばれる TSL も証明書として活用できると考えられる^{202, 203}。

表 3-13 伐採許可 (Cutting Permit) の概要及びその写し
(例：森林ライセンス伐採許可、Cutting Permit for Forest Licence)

概要	- Forest Act s.12 に基づく伐採許可。Forest Licence で付与された伐採権 (AAC/伐採量枠) を、定められたエリアで実行可能にする『伐採の直接許可』。 - 通常 FSP (Forest Stewardship Plan) に整合して発給され、伐採区画・期間・条件 (環境配慮、道路、保全等) が許可条件として付される。
発行者	Ministry of Forests
被発行者	Forest License の権利保有者
発行方法	申請後必要に応じて先住民協議を実施し、通常 45 日以内に許可が通知される。
樹種、伐採国の情報	樹種：×、国：○
その他	- Cutting Permit は Forest Act s.12 agreement として発給され、AAC を defined area で伐採する権限を付与。 - 伐採後は Timber Scaling 制度で計測・報告され、stumpage 等の請求対象となる。

²⁰² <https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/bc-timber-sales/tsl>

²⁰³ <https://governmentofbc.maps.arcgis.com/apps/dashboards/dcb7f87d8f45434bb1801e00b6256e1e>



Ministry of
Forests, Lands, Natural
Resource Operations
and Rural Development

FOREST LICENCE [REDACTED]

CUTTING PERMIT [REDACTED]

ライセンス発行者

PURSUANT TO Forest Licence [REDACTED] (the "Licence"), this Cutting Permit is issued to:

ライセンス受取人

(the "Licensee")

1.00 PERMIT AREA AND TERM

- 1.01 Subject to the Licence and the forestry legislation, the Licensee is authorized to harvest the Crown timber from the areas of land shown on the attached Exhibit "A" map(s) ("harvest area").
- 1.02 The term of this Cutting Permit is four years, beginning on [REDACTED].
- 1.03 The Licensee must make application for extension of this Cutting Permit to the District Manager at least 45 days before the expiry of the Cutting Permit and in a form acceptable to the District Manager.

2.00 OTHER CONDITIONS AND REQUIREMENTS

- 2.01 The Licensee must comply with the conditions and requirements set out in Schedule "A" to this Cutting Permit.

表 3-14 木材売買ライセンス（Timber Sales License）の概要及びその写しと
参考資料として販売スケジュール表（Sales Schedule）

概要	- Forest Act s.20, s.22 及び BC Timber Sale Regulation (B.C. Reg.381/2008) に基づき、BC Timber Sales (BCTS) が州有林の木材 (Crown timber) を市場に供給するために付与する伐採権の契約。 - 入札・競売等で落札した事業者が TSL の条項・条件の下で伐採し、伐採材は計測され stumpage 等の課金対象となる。TSL の制度運用は BC Timber Sales Regulation 等に基づく。
発行者	Ministry of Forests
被発行者	BCTS の Timber Sale を落札・承認された事業者
発行方法	落札後に MoF と落札者との間で契約が交わされる。
樹種、伐採国の情報	樹種：○（入札スケジュールに伐採エリアに生育する樹種の割合に関する記載がある）、国：○
その他	- TSL は丸太そのものの売買ではなく『立木を伐採する権利 (license)』の販売。 - 入札スケジュールには、森林認証の有無と認証の種類 (SFI や FSC)、樹種構成 (Pine, Spruce 等の立木割合) が公開される。



木材売買ライセンス

TIMBER SALE LICENCE

ライセンスID

BETWEEN:

THE TIMBER SALES MANAGER, on behalf of
HIS MAJESTY THE KING IN RIGHT
OF THE PROVINCE OF BRITISH COLUMBIA,
(the "Timber Sales Manager")

AND:

落札事業者

WHEREAS:

- (A) On September 18, 2018, the Minister approved a forest stewardship plan identifying the areas authorized to be harvested under this Licence, except for areas exempted from the requirement for a forest stewardship plan;
- (B) The Crown timber authorized to be harvested under this Licence is certified pursuant to Sustainable Forestry Initiative (SFI) forest certification, registration # PRI-SFI-FM-057, and the Timber Sales Manager has subscribed to specific objectives in planning the Licence as set out in the BC Timber Sales Provincial SFI Sustainable Forest Management Plan;
- (C) Applications for this Licence were invited by advertising in the prescribed manner under SECTION 20 OF THE *FOREST ACT*;
- (D) Applications were restricted to BC timber sales enterprises;
- (E) The Licensee is registered as a BC timber sales enterprise in the appropriate category;
- (F) The Licensee has offered, among other things, to pay stumpage under Part 7 of the *Forest Act* and a bonus bid of **\$[AMOUNT]/m³** in respect of timber authorized to be harvested under this Licence;
- (G) The Licensee's application was approved by the Timber Sales Manager under SECTION 20 OF THE *FOREST ACT*; and
- (H) The parties have entered into this Licence as required under SECTION 20 OF THE *FOREST ACT*.

(参考) 売買 (入札) スケジュール (Sales Schedule)



SALES SCHEDULE

Chinook

For: January 01, 2026 to December 31, 2026

Report Date 2025/12/22

販売 (入札) スケジュール

ライセンスID

森林認証情報

伐採エリア

BCTS Websites:

Timber Sale Notices:

TSL Bid Results:

https://www.bcbid.gov.bc.ca/open.dll/welcome?pl=mb-bus_sup-bcbid
<https://www.for.gov.bc.ca/mof/waprbcts02/>

樹種構成

TSL	# Blks	Cert Status	Geographic Location	Category	Term (Months)	Merch Area (ha)	Total Sale Volume (m3)	Piece Size	Species Composition	Silviculture System	Yarding System	Harvest Considerations	
Business Area: Chinook Field Team: Chilliwack													
Fiscal 2026/Q4 - Jan 1 to Mar 31, 2026													
	2	SFI	Ruby Creek		4	29	43.0	23,636	0.39	H 64 F 11 C 10 B 09 D 03 Mb 01	CCRES	Cable Ground	Standard Practice
	5	SFI	Kookipi	A	30		56.9	29,545	0.56	H 50 Y 15 F 11 B 11 C 07 S 04	CCRES/ CLEAR	Ground Cable	Standard Practice
	1	SFI	Mt. Woodside	A	12		25.6	11,119	0.26	H 56 B 24 F 12 C 07 D 01	CCRES	Cable Ground	Visual Quality Objective Zone
	1	SFI	Alouette Lake		4	12	13.0	13,690	0.59	H 57 F 35 C 06 B 02	CLEAR	Ground	Standard Practice
Quarter Total:						138.4	77,991						
Fiscal 2027/Q1 - Apr 1 to Jun 30, 2026													
	2	SFI	Cartmell Creek		4	12	Est 33.1	14,000		H 46 F 29 B 18 C 07	CCRES	Ground Ground/Cable	Standard Practice Visual Quality Objective Zone
Quarter Total:						33.1	14,000						
Fiscal 2027/Q2 - Jul 1 to Sep 30, 2026													
	6	SFI	Stave Lake	A	24		Est 96.2	60,053	0.39	F 38 H 37 B 16 C 08	CCRES	Ground/Cable Ground Cable	Standard Practice
	3	SFI	Nesakwatch		4	16	Est 15.0	13,844	0.99	H 46 F 29 C 15 B 09 Ac 01	CCRES	Cable Ground	Riparian Management Zone
Quarter Total:						111.2	73,897						
Fiscal 2027/Q3 - Oct 1 to Dec 31, 2026													
	3	SFI	Purcell Creek	A	24		66.1	40,252	0.46	F 50 C 19 H 18 D 08 B 02 Ac 02	CCRES	Ground Cable	Standard Practice
	1	SFI	Cascade Bay	A	12		Est 20.6	12,000		F 71 H 17 C 13	CCRES	Ground	Visual Quality Objective Zone Wildlife Management Zone
Quarter Total:						86.7	52,252						
Management Unit Total:						369.4	218,139						

Version: 2021-07-15

Sales Schedule Page 1 of 5
© 2021 Trimble Forestry

(2) その他関連情報に関する書類

第 1 種木材関連事業者が DD を実施する上で、関連する資料は過年度の報告書において報告されている。本節では、過年度報告されていない内容で DD に活用できる情報を報告する。

1) ブリティッシュ・コロンビア州木材販売計画 (BC Timber Sales Provincial Sales Plan)

ブリティッシュ・コロンビア州では、主に州有林 (Crown land) 由来の木材が公的制度のもとで供給されている。同州政府が運営する BC Timber Sales (BCTS)²⁰⁴は、州有林材を市場に供給する仕組みの一部を担っており、同組織が公開しているウェブサイト²⁰⁵では、TSL に基づく木材販売に関する情報が提供されている (図 3-6)。

BCTS のウェブサイトでは、主として以下の内容が確認できる。

■ BCTS 及び TSL の制度的な位置づけ：

BCTS が BC 州の枠組みの中で州有林材の販売を行う主体であること、ならびに販売に用いられる許可形態として TSL が用いられることが示されている。

このため、調達材が BCTS 由来である場合、供給源が BC 州政府の制度に基づく販売スキームであることを説明する根拠情報となる。

■ 売買スケジュール情報 (今後 4 四半期)：

同サイト上の販売スケジュールでは、BCTS が市場に供給する木材販売について、今後 4 四半期の予定情報が掲載されている。これにより、DD の観点では、調達先が BCTS 由来である場合に、当該木材供給が公的制度のもとで計画的に提示されていることを確認する補助情報として活用できる。

■ 確認できる情報：

当該ウェブサイトからは、木材が伐採される位置情報、木材の分量 (立米)、樹種の割合、森林認証を取得している場合はその認証の種類 (例えば SFI)、そして入札時期についての情報を得ることができる。

²⁰⁴ <https://www2.gov.bc.ca/gov/content/industry/forestry/bc-timber-sales/tsl>

²⁰⁵ <https://governmentofbc.maps.arcgis.com/apps/dashboards/dcb7f87d8f45434bb1801e00b6256e1e>

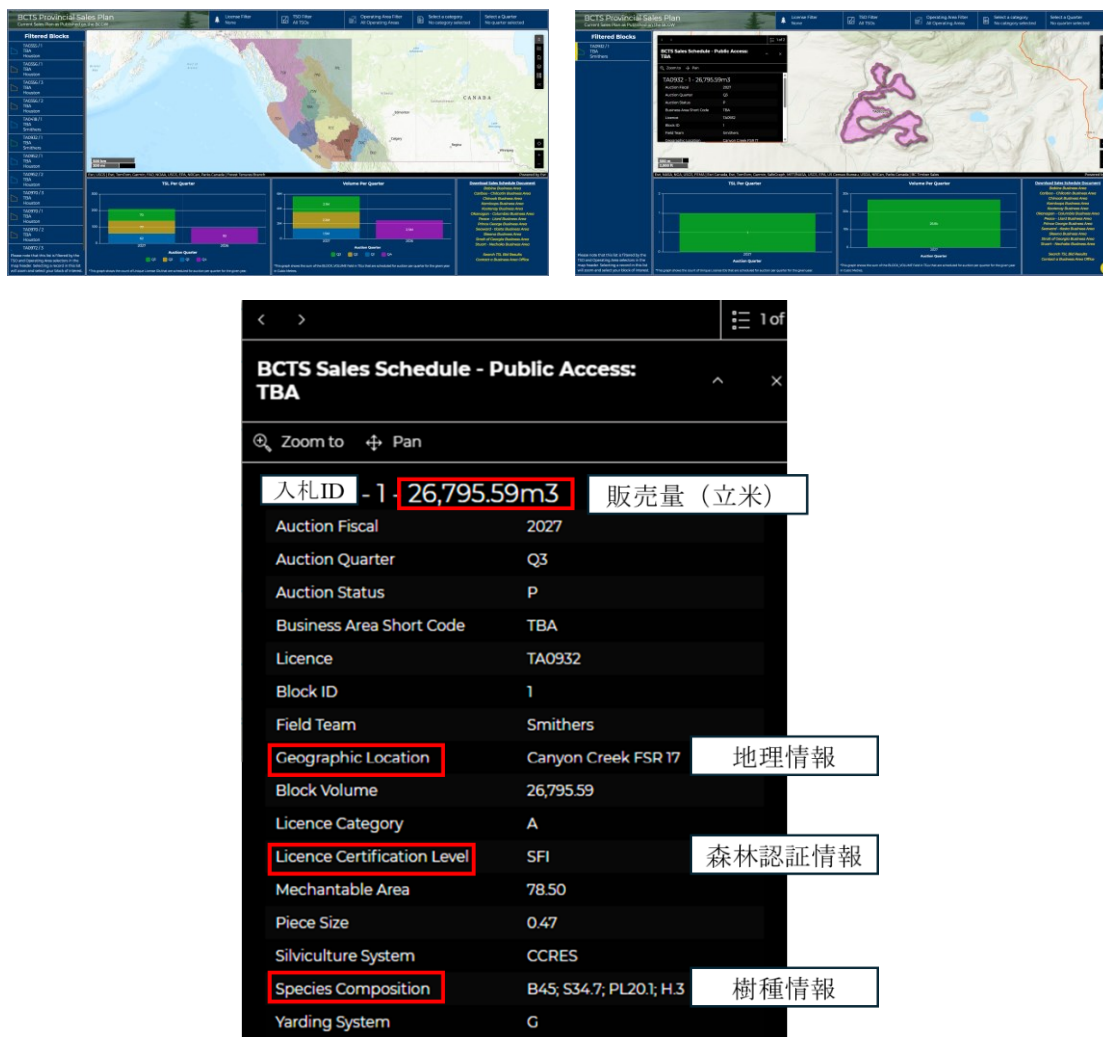


図 3-6 ブリティッシュ・コロンビア州の州有林（Crown Land）由来の木材販売ウェブサイトのキャプチャー

更に、ブリティッシュ・コロンビア州の州政府が運営する公共調達ウェブサイト、BC Bid においては、公示された調達の落札状況を確認できる（図 3-7）。

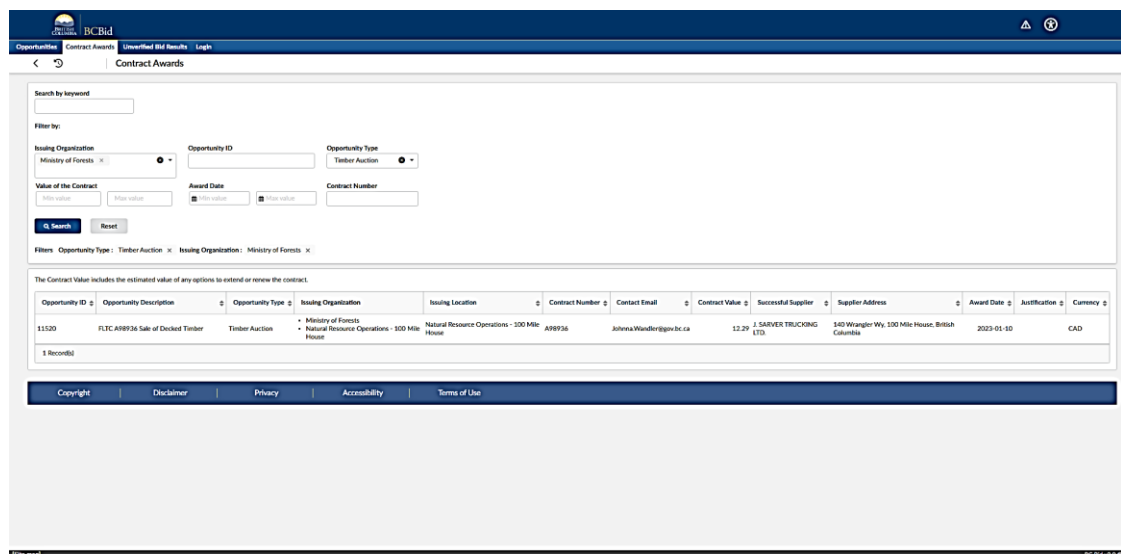


図 3-7 BC Bid において、木材売買契約を検索した際のキャプチャー

(3) 森林認証の状況

ブリティッシュ・コロンビア州では森林管理認証（FM）が広く普及している。2023 年末時点で SFI は 43,167,489ha、全 FM 認証（CSA/FSC/SFI 合算・重複除外）は 44,367,533ha である²⁰⁶。なお SFI や CSA は PEFC と相互認証している。

3.4. その他

(1) DD に活用可能な情報（ケベック州の事例）

ケベック木材輸出振興会（Quebec Wood Export Bureau, QWEB）はカナダ・ケベック州政府及び同州の木材業界によって設立された、ケベック産木材・木材製品の輸出促進を目的とする業界団体である。同団体は、日本のグリーン購入法等への対応として、同団体の会員に対する同団体から発行される環境・社会・商業コンプライアンス認証（Environment, Social, and Commercial Compliance Certification, ESCC）を行っている。この認証を受けた会員は、譲り渡す木材・木材製品等の合法性を証明するため、認証番号と ESCC スタンプを付した配送書類を発行することができ、クリーンウッド



図 3-8 QWEB の認証ロゴ

法において当該配送書類が原材料情報の証明書に該当することが、告示²⁰⁷により定められている（図 3-8）。

²⁰⁶ <https://certificationcanada.org/wp-content/uploads/2024/05/2023-Yearend-SFM-Certification-Detailed-Report-BC.pdf>

²⁰⁷ 令和 6 年農林水産省・経済産業省告示第 3 号

同団体は、EU の森林減少防止に関する規制（EUDR）に対応するため、木材及び木材製品のサプライチェーン全体のトレーサビリティを支援するプラットフォーム²⁰⁸（以下、「PF」という）を開発している（図 3-9）。同 PF は地図上で伐採区画を管理し、森林管理計画、伐採許可、供給チェーン書類などを統合・保存可能で、地理情報を GeoJSON 形式で EU 情報システムに適合した報告データを生成する機能を備える。対象利用者は EUDR 対応が求められるサプライチェーン関係者であり、伐採事業者、製材・木材加工業者、木材輸出業者等が想定されている。伐採事業者が情報を入力し、関係するより下流事業者を登録することで、原材料情報の伝達を受けることができるようになる。なお、同システムの利用には、アカウントの登録が必要になる。

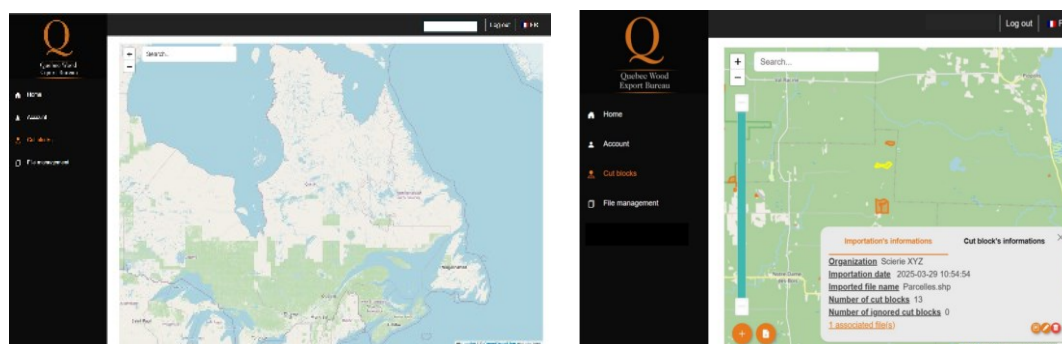


図 3-9 QWEB が提供する木材及び木材製品のサプライチェーンのトレーサビリティを支援するプラットフォーム（キャプチャー）

(2) EU の森林減少防止に関する規制（EUDR）に関する情報

現地において行政機関へのヒアリングを実施した限りの内容であるが、同州では EUDR に関する対応は、主に企業レベルで実施するものとの認識であった。FMA を所有する伐採事業者へのヒアリングにおいては、取引先が EU 圏内への木材及び木材製品の輸出を行っている企業があり、必要な情報提供を実施しているとのことであった。情報提供には伐採地の地理情報も含まれ、伐採事業者によっては、EUDR 対策を進めていることを確認した。

²⁰⁸ <https://quebecwoodexport.com/en/tracabilite-des-produits-du-bois-developpement-dune-plateforme-de-tracabilite-pour-soutenir-lindustrie-forestiere-a-se-conformer-a-leudr/>

令和7年度
木材需要の創出・輸出力強化対策のうち
「クリーンウッド」実施支援事業のうち
専門委員会の設置・運営及び違法伐採関連情報等の提供
(木材生産国における情報調査)

報告書

令和8(2026)年3月

発行：林野庁

業務委託：一般社団法人日本森林技術協会
〒102-0085 東京都千代田区六番町7番地
TEL 03-3261-5281 (代表)